

資料編

資料編

● 市民・事業者アンケート調査結果

◆ アンケート調査の概要

市民、事業者の意向を把握し、大田原市環境基本計画（第二次）策定の基礎資料とするため、市民、事業者を対象としてアンケート調査を実施しました。

調査時期：平成27年7月

対象：市民 市内在住の18歳以上3,000人を無作為に抽出

事業者 市内の事業者300社を無作為に抽出

実施方法：郵送による発送と回収

◆ 市民アンケート結果

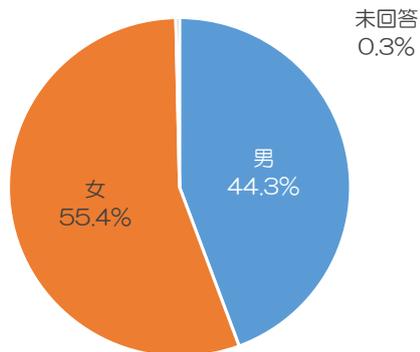
配布数：3,000人

回答数：1,155人

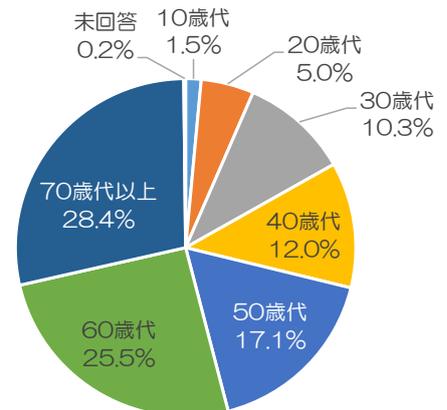
回収率：38.5%

質問1 回答者について

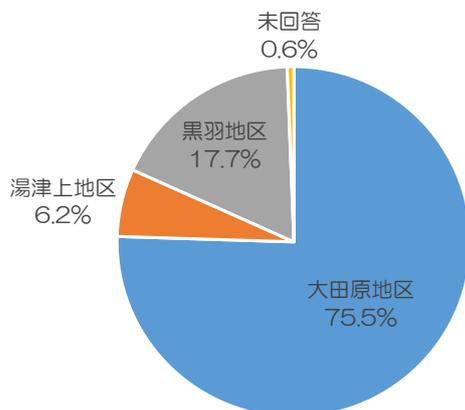
(1) 性別



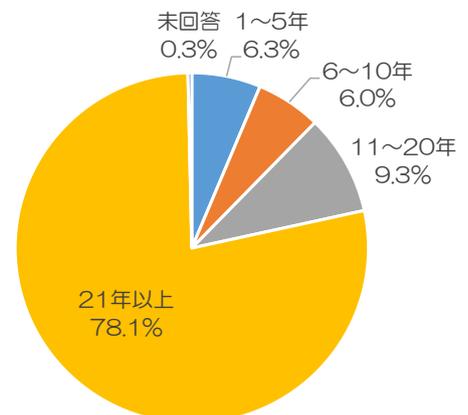
(2) 年齢



(3) 地区



(4) 居住年数

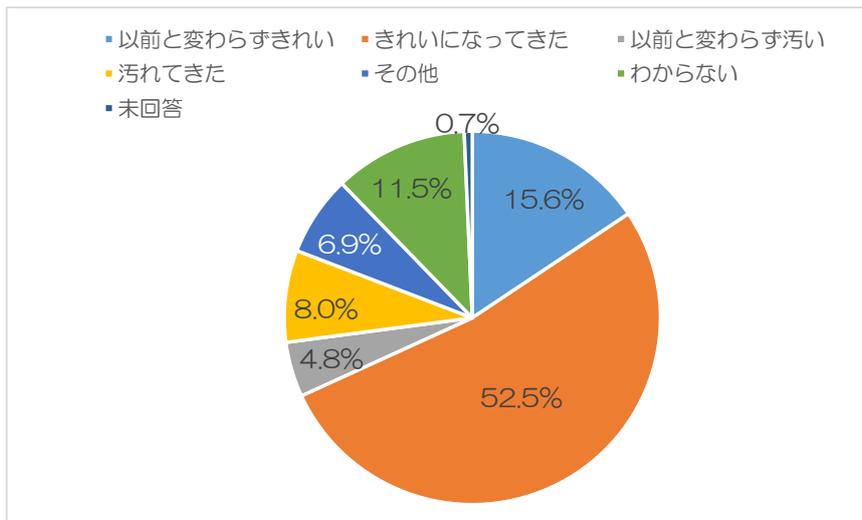


質問 2 大田原市の環境について。

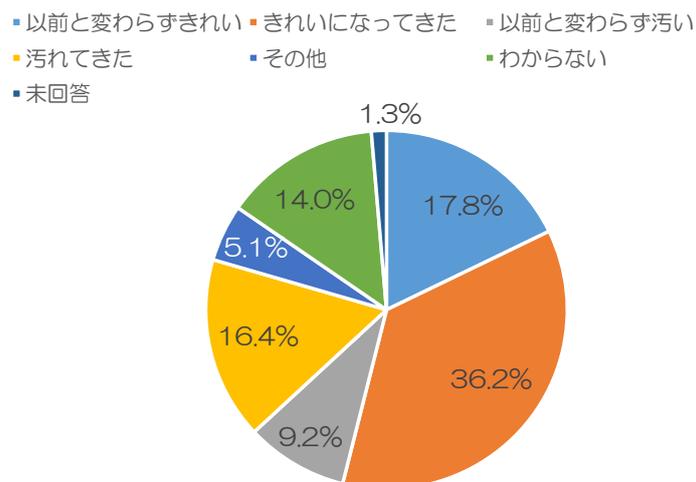
「以前と変わらずきれい」、「きれいになってきた」との回答が全体の68%を占め、「以前と変わらず汚い」、「汚れてきた」との回答の13%を大きく上回る結果となっています。

前回のアンケート調査結果と比較すると、「きれいになってきた」との回答が36%から53%に増え、「汚れてきた」との回答は16%から8%に減っており、環境の改善を感じている市民が増えていると考えられます。

	以前と変わらずきれい	きれいになってきた	以前と変わらず汚い	汚れてきた	その他	わからない	未回答
回答(人)	180	607	55	92	80	133	8
割合(%)	15.6	52.5	4.8	8.0	6.9	11.5	0.7

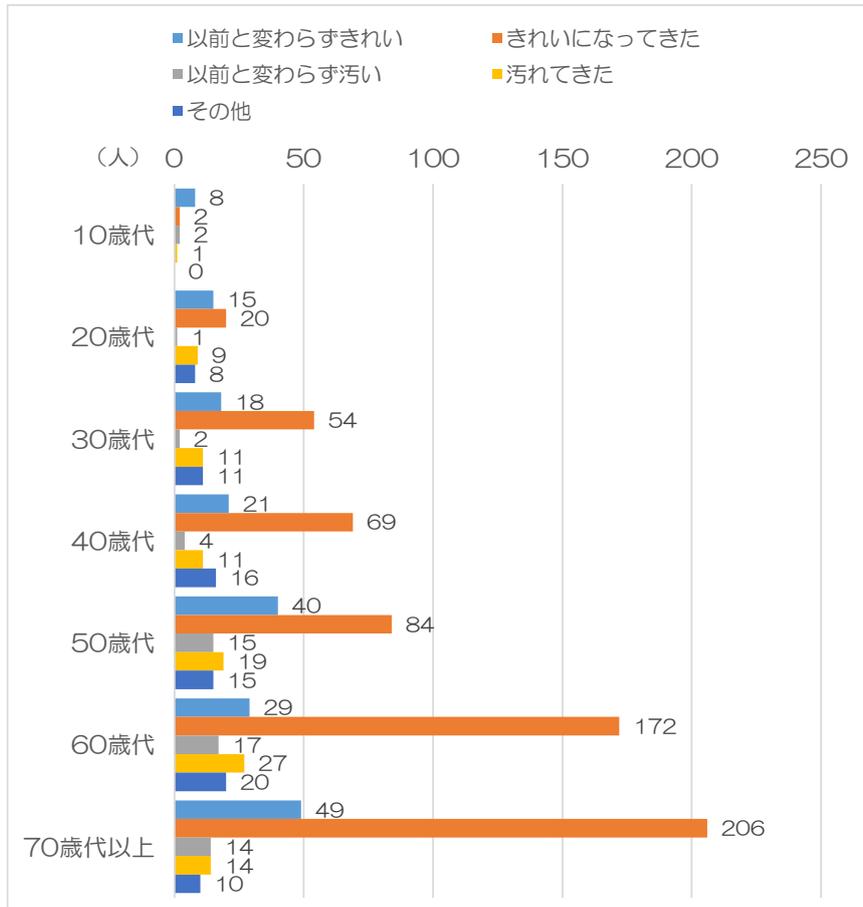


前回アンケート調査結果



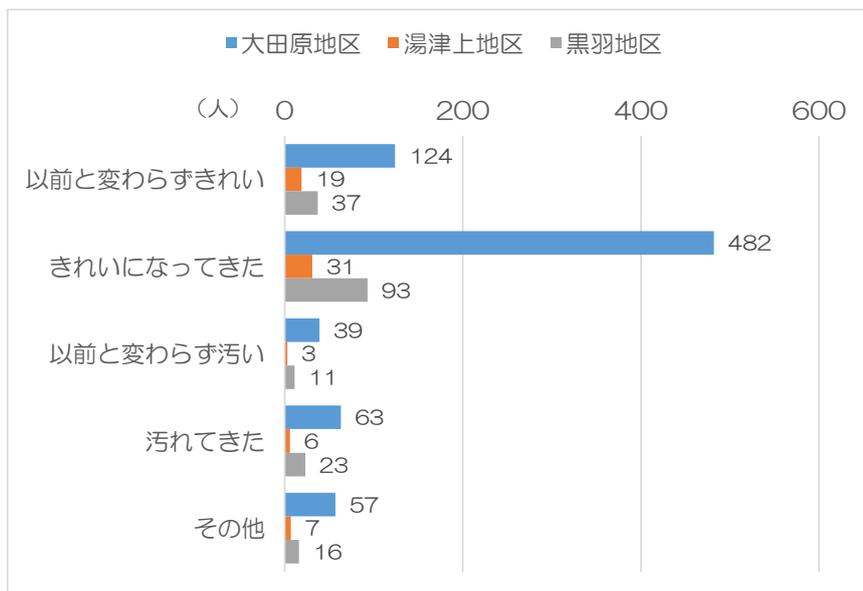
○年代別

年代別では、どの世代も「きれいになってきた」との回答が最も多くなっています。



○地区別

地区別では、大田原地区及び黒羽地区で「きれいになってきた」との回答が多くなっています。

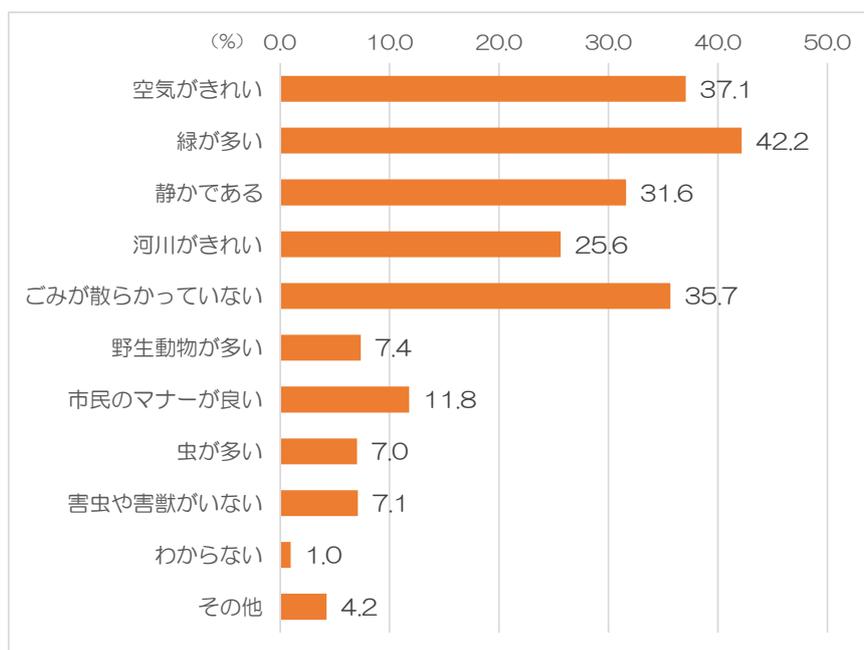


質問3 質問2できれいと回答した方がどのような点に満足していますか。(複数回答)

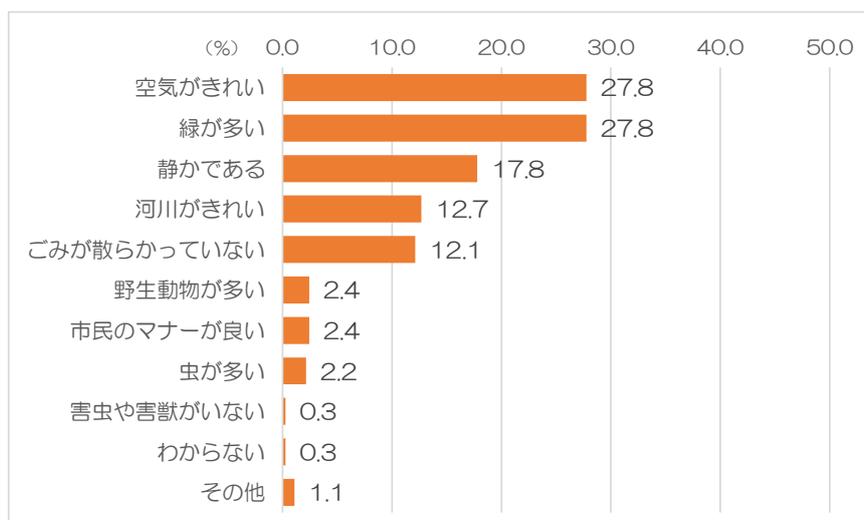
満足している点としては、「緑が多い」が最も多く、次いで「空気がきれい」、「ごみが散らかっていない」となっています。

前回アンケート調査結果では、「空気がきれい」、「緑が多い」が最も多く、次いで「静かである」となっています。「ごみが散らかっていない」は、前回よりも満足しているの回答が大きく増加しています。

	空気がきれい	緑が多い	静かである	河川がきれい	ごみが散らかっていない	野生動物が多い	市民のマナーが良い	虫が多い	害虫や害獣がいらない	わからない	その他
回答(人)	428	487	365	296	412	85	136	81	82	11	49
割合(%)	37.1	42.2	31.6	25.6	35.7	7.4	11.8	7.0	7.1	1.0	4.2



前回アンケート調査結果

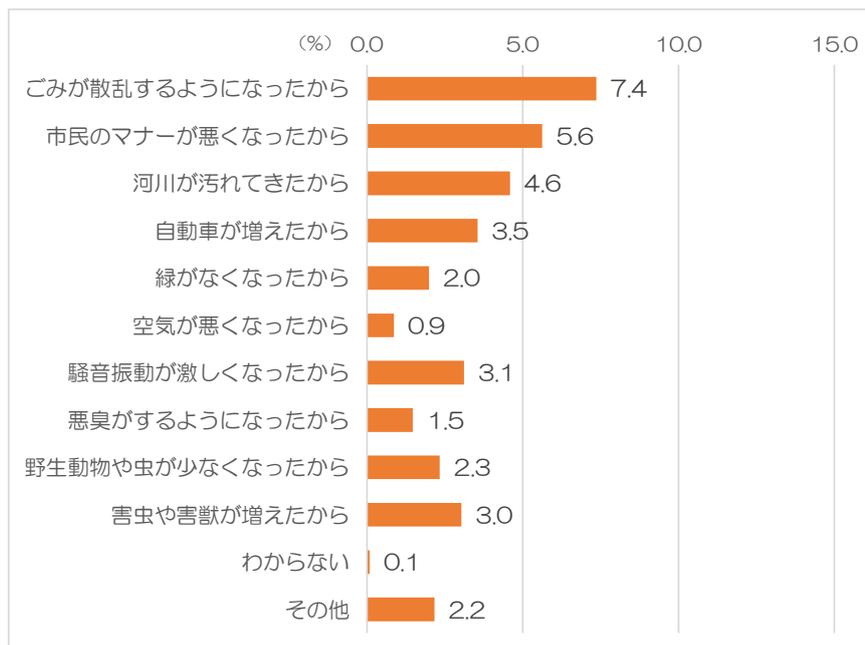


質問 4 質問 2 で汚いと回答した方がどのような点に不満がありますか。(複数回答)

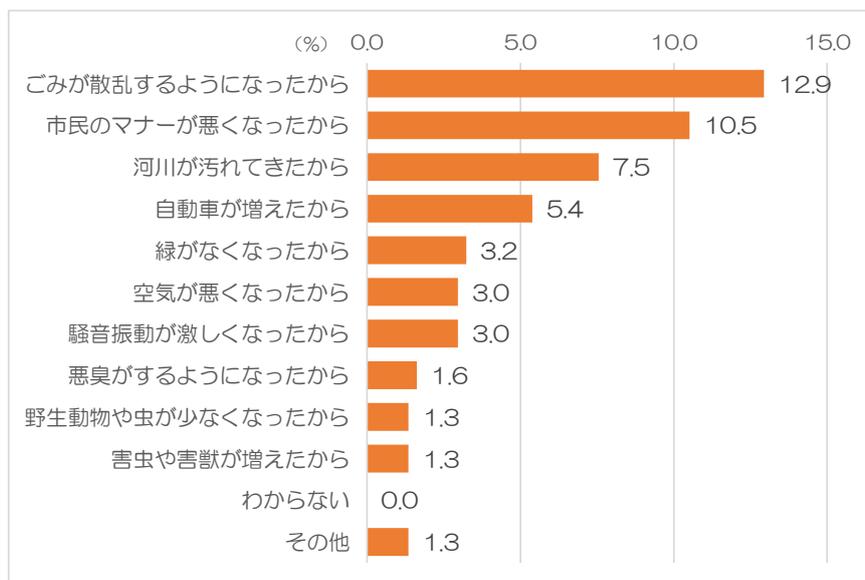
満足していない点としては、「ごみが散乱するようになったから」が最も多く、次いで「市民のマナーが悪くなったから」、「河川が汚れてきたから」となっています。

前回アンケート調査結果では、「ごみが散乱するようになったから」が最も多く、次いで「市民のマナーが悪くなったから」、「河川が汚れてきたから」となっており、満足していない点は、今回の調査結果と変わりませんが、不満全体の割合は少なくなっています。

	ごみが散乱するようになったから	市民のマナーが悪くなったから	河川が汚れてきたから	自動車が増えたから	緑がなくなったから	空気が悪くなったから	騒音振動が激しくなったから	悪臭がするようになったから	野生動物や虫が少なくなったから	害虫や害獣が増えたから	わからない	その他
回答(人)	85	65	53	41	23	10	36	17	27	35	1	25
割合(%)	7.4	5.6	4.6	3.5	2.0	0.9	3.1	1.5	2.3	3.0	0.1	2.2



前回アンケート調査結果

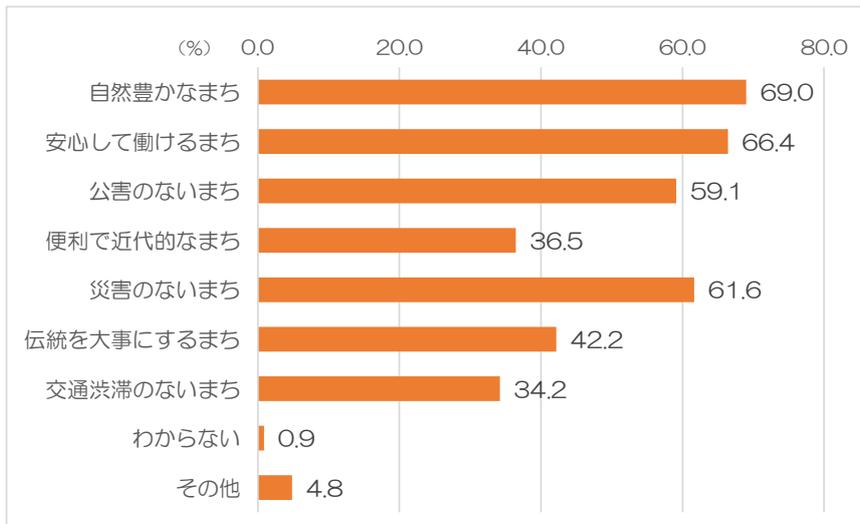


質問 5 大田原市の将来について。(複数回答)

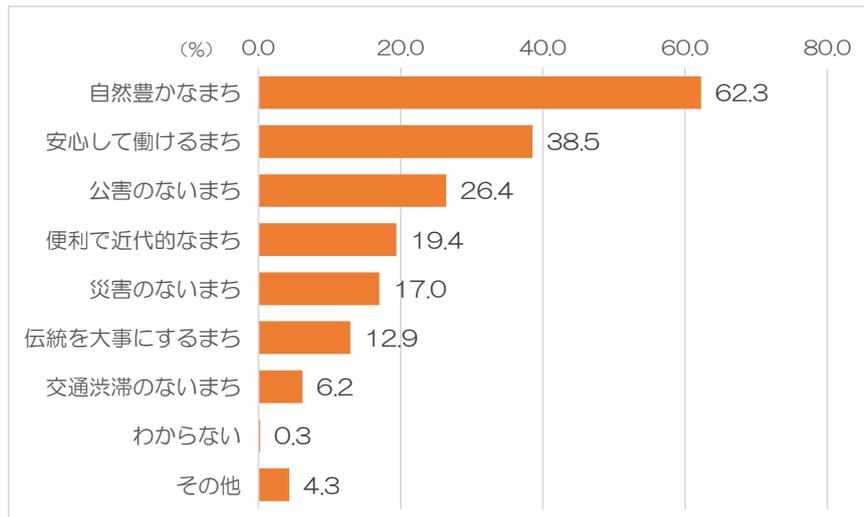
大田原市の将来としては、「自然豊かなまち」を望む声が多く、次いで「安心して働けるまち」、「災害のないまち」となっています。

前回アンケート調査結果では、「自然豊かなまち」が最も多く、次いで「安心して働けるまち」、「公害のないまち」となっていました。東日本大震災の発生を受け、「災害のないまち」を望む声が多くなっています。

	自然豊かなまち	安心して働けるまち	公害のないまち	便利で近代的なまち	災害のないまち	伝統を大事にするまち	交通渋滞のないまち	わからない	その他
回答(人)	797	767	683	421	712	487	395	10	56
割合(%)	69.0	66.4	59.1	36.5	61.6	42.2	34.2	0.9	4.8

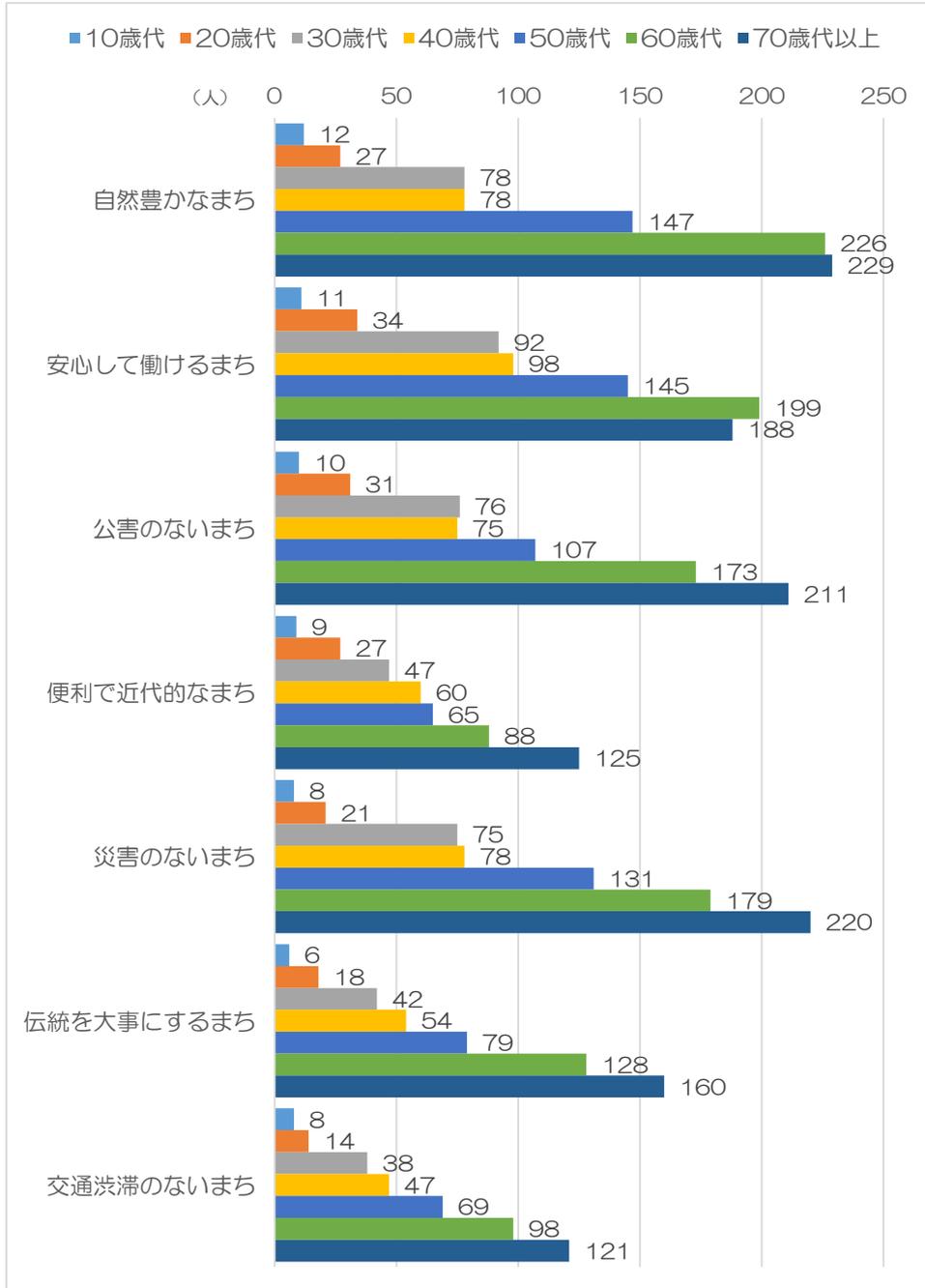


前回アンケート調査結果



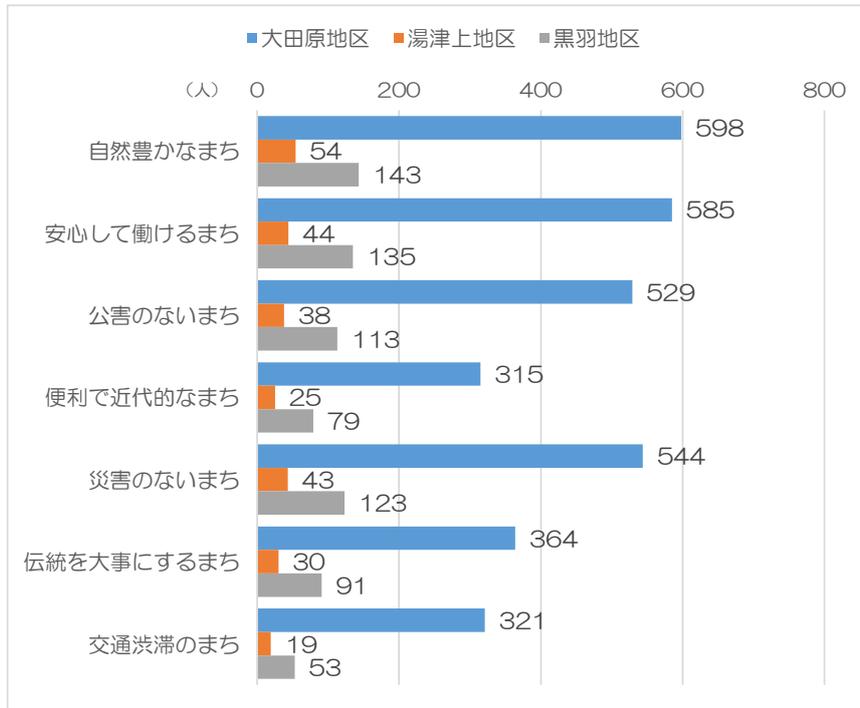
○年代別

年代別では、各世代とも「自然豊かなまち」、「安心して働けるまち」が多くなっています。10歳代、50歳代、60歳代、70歳代以上では、「自然豊かなまち」、20歳代、30歳代、40歳代では「安心して働けるまち」が最も多くなっています。



○地区別

地区別では、各地区とも「自然豊かなまち」、「安心して働けるまち」、「災害のないまち」の順番となっており、地区による違いは見られませんでした。



質問 6 日常生活の中での環境保全に向けた取り組み状況について。

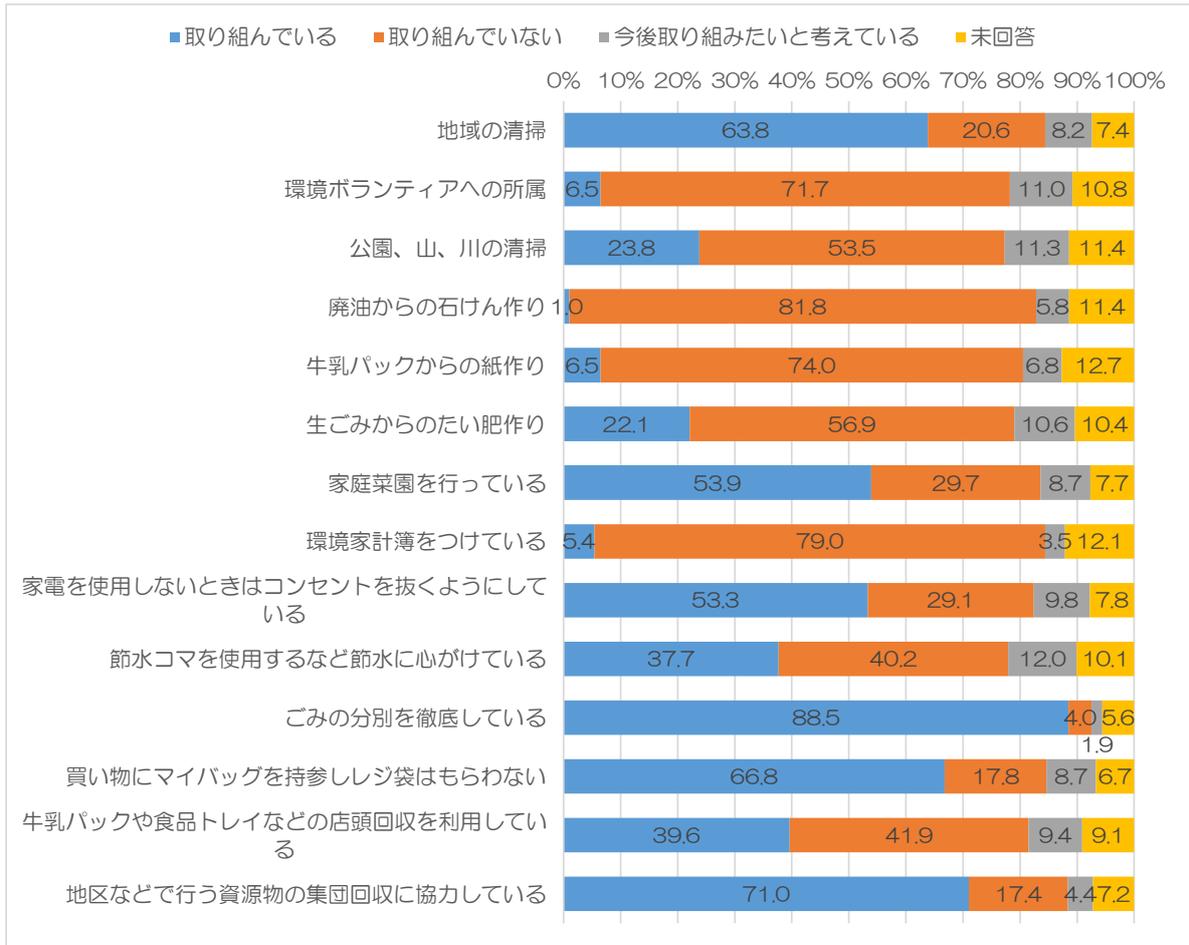
“取り組んでいる”との回答が最も多かったのは、「ごみの分別を徹底している」で、「地区などで行う資源物の集団回収に協力している」、「買い物にマイバッグを持参しレジ袋はもらわない」、「家庭菜園を行っている」、「家電を使用しないときはコンセントを抜くようにしている」が50%を超えています。“取り組んでいない”の回答は、「廃油からの石けん作り」や「環境家計簿をつけている」が多くなっています。

日常生活の中で取り組め節約につながる項目は、多くの市民が取り組んでいますが、それ以外の項目については、低い傾向となっています。

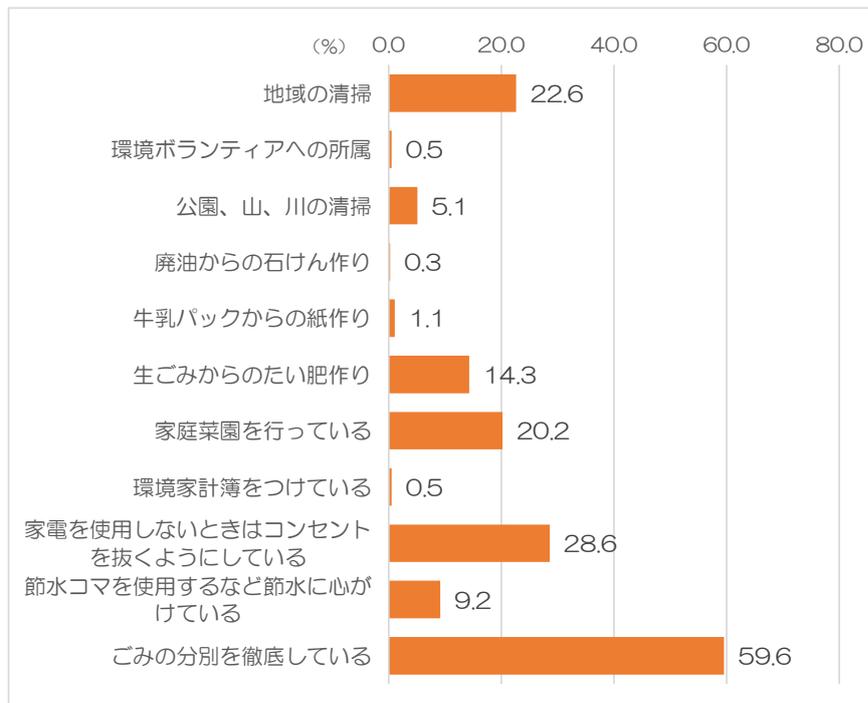
どの項目にも“今後取り組みたいと考えている”の回答をしている市民が見られることから、啓発活動により環境保全へ向けた取り組みが推進されると考えられます。

前回のアンケート調査結果では、「ごみの分別を徹底している」が最も多く、次いで「家電を使用しないときはコンセントを抜くようにしている」、「地域の清掃」となっています。調査したすべての項目で、“取り組んでいる”との回答が前回よりも増えており、環境保全へ向けた取り組みが市民の日常生活に広く浸透していると考えられます。

	地域の清掃	環境ボランティアへの所属	公園、山、川の清掃	廃油からの石けん作り	牛乳パックからの紙作り	生ごみからのたい肥作り	家庭菜園を行っている	環境家計簿をつけている	家電を使用しないときはコンセントを抜くようにしている	節水コマを使用するなど節水に心がけている	ごみの分別を徹底している	買い物にマイバッグを持参しレジ袋はもらわない	牛乳パックや食品トレイなどの店頭回収を利用している	地区などで行う資源物の集団回収に協力している
取り組んでいる	63.8	6.5	23.8	1.0	6.5	22.1	53.9	5.4	53.3	37.7	88.5	66.8	39.6	71.0
取り組んでいない	20.6	71.7	53.5	81.8	74.0	56.9	29.7	79.0	29.1	40.2	4.0	17.8	41.9	17.4
今後取り組みたいと考えている	8.2	11.0	11.3	5.8	6.8	10.6	8.7	3.5	9.8	12.0	1.9	8.7	9.4	4.4
未回答	7.4	10.8	11.4	11.4	12.7	10.4	7.7	12.1	7.8	10.1	5.6	6.7	9.1	7.2



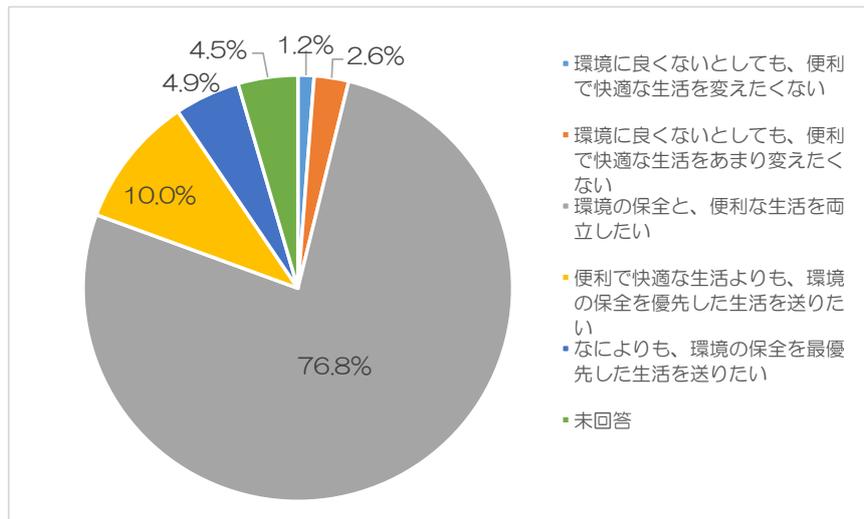
前回アンケート調査結果



質問 7 環境保全と生活の便利さの考え方について。

「環境の保全と、便利な生活を両立したい」との回答が 75%を超えており、市民の環境保全へ向けた生活への関心は高くなっています。

	環境に良くないとしても、便利で快適な生活を変えたくない	環境に良くないとしても、便利で快適な生活をあまり変えたくない	環境の保全と、便利な生活を両立したい	便利で快適な生活よりも、環境の保全を優先した生活を送りたい	なによりも、環境の保全を最優先した生活を送りたい	未回答
回答(人)	14	30	887	115	57	52
割合(%)	1.2	2.6	76.8	10.0	4.9	4.5



質問 8 地球温暖化防止に向けた取り組み状況について。

“取り組んでいる”との回答が最も多かったのは、「照明はこまめに消す」で、次いで「詰め替え商品を使っている」、「シャワーを出しっぱなしにしない」となっています。取り組んでいるとの回答が 50%を超えた項目は 10 項目となりました。

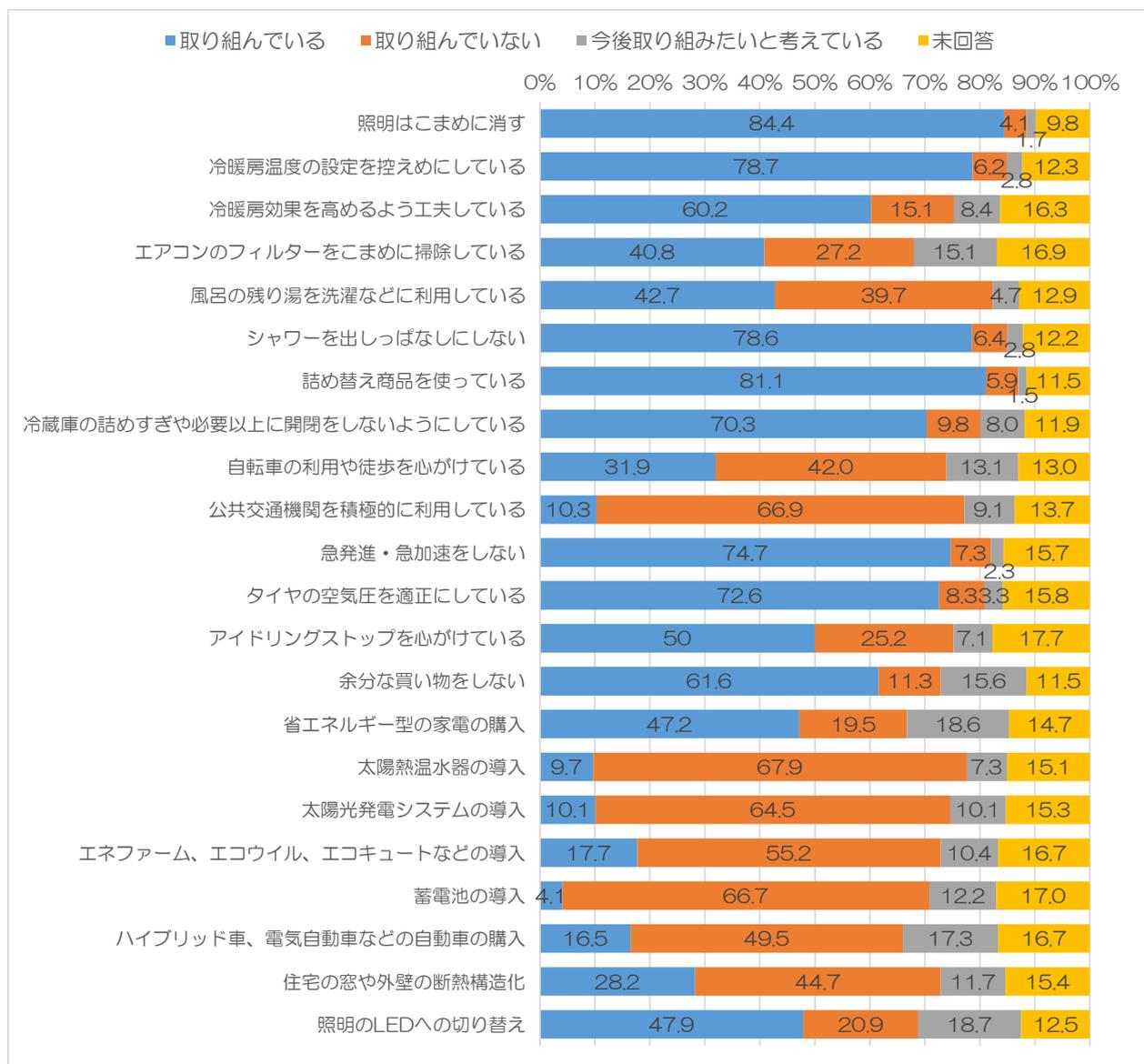
“取り組んでいない”との回答が多かったのは、「太陽熱温水器の導入」、「公共交通機関を積極的に利用している」、「蓄電池の導入」、「太陽光発電システムの導入」で 60%を超えています。

日常生活の中で取り組み、節約につながる項目は、多くの市民が取り組んでいます。初期投資が必要な項目については、取り組みが進んでいません。また「公共交通機関を積極的に利用している」については、今後の交通機関の整備が必要と思われます。

どの項目にも、“今後取り組みたいと考えている”の回答をしている市民が見られることから、啓発活動による意識向上や補助制度により地球温暖化防止へ向けた取り組みが推進されると考えられます。

	照明はこまめに消す	冷暖房温度の設定を控えめにしている	冷暖房効果を高めるよう工夫している	エアコンのフィルターをこまめに掃除している	風呂の残り湯を洗濯などに利用している	シャワーを出しっぱなしにしない	詰め替え商品を使っている	冷蔵庫の詰めすぎや必要以上に開閉をしないようにしている	自転車の利用や徒歩を心がけている	公共交通機関を積極的に利用している	急発進・急加速をしない
取り組んでいる	84.4	78.7	60.2	40.8	42.7	78.6	81.1	70.3	31.9	10.3	74.7
取り組んでいない	4.1	6.2	15.1	27.2	39.7	6.4	5.9	9.8	42.0	66.9	7.3
今後取り組みたいと考えている	1.7	2.8	8.4	15.1	4.7	2.8	1.5	8.0	13.1	9.1	2.3
未回答	9.8	12.3	16.3	16.9	12.9	12.2	11.5	11.9	13.0	13.7	15.7

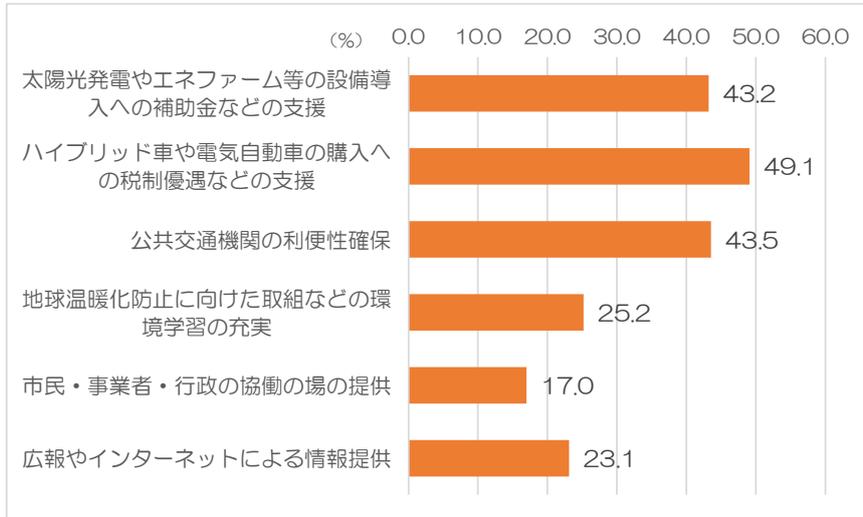
	タイヤの空気圧を適正にしている	アイドリングストップを心がけている	余分な買い物をしない	省エネルギー型の家電の購入	太陽熱温水器の導入	太陽光発電システムの導入	エネファーム、エコウィル、エコキュートなどの導入	蓄電池の導入	ハイブリッド車、電気自動車などの自動車の購入	住宅の窓や外壁の断熱構造化	照明のLEDへの切り替え
取り組んでいる	72.6	50.0	61.6	47.2	9.7	10.1	17.7	4.1	16.5	28.2	47.9
取り組んでいない	8.3	25.2	11.3	19.5	67.9	64.5	55.2	66.7	49.5	44.7	20.9
今後取り組みたいと考えている	3.3	7.1	15.6	18.6	7.3	10.1	10.4	12.2	17.3	11.7	18.7
未回答	15.8	17.7	11.5	14.7	15.1	15.3	16.7	17.0	16.7	15.4	12.5



質問 9 地球温暖化対策で行政に望むことは何ですか。(複数回答)

行政に望むこととしては、税制の優遇や補助金などの支援と公共交通機関の利便性の確保が多くなっています。

	太陽光発電やエネファーム等の設備導入への補助金などの支援	ハイブリッド車や電気自動車の購入への税制優遇などの支援	公共交通機関の利便性確保	地球温暖化防止に向けた取組などの環境学習の充実	市民・事業者・行政の協働の場の提供	広報やインターネットによる情報提供
回答(人)	499	567	503	291	196	267
割合(%)	43.2	49.1	43.5	25.2	17.0	23.1



質問 10 大田原市が力を入れるべき環境政策について。(複数回答)

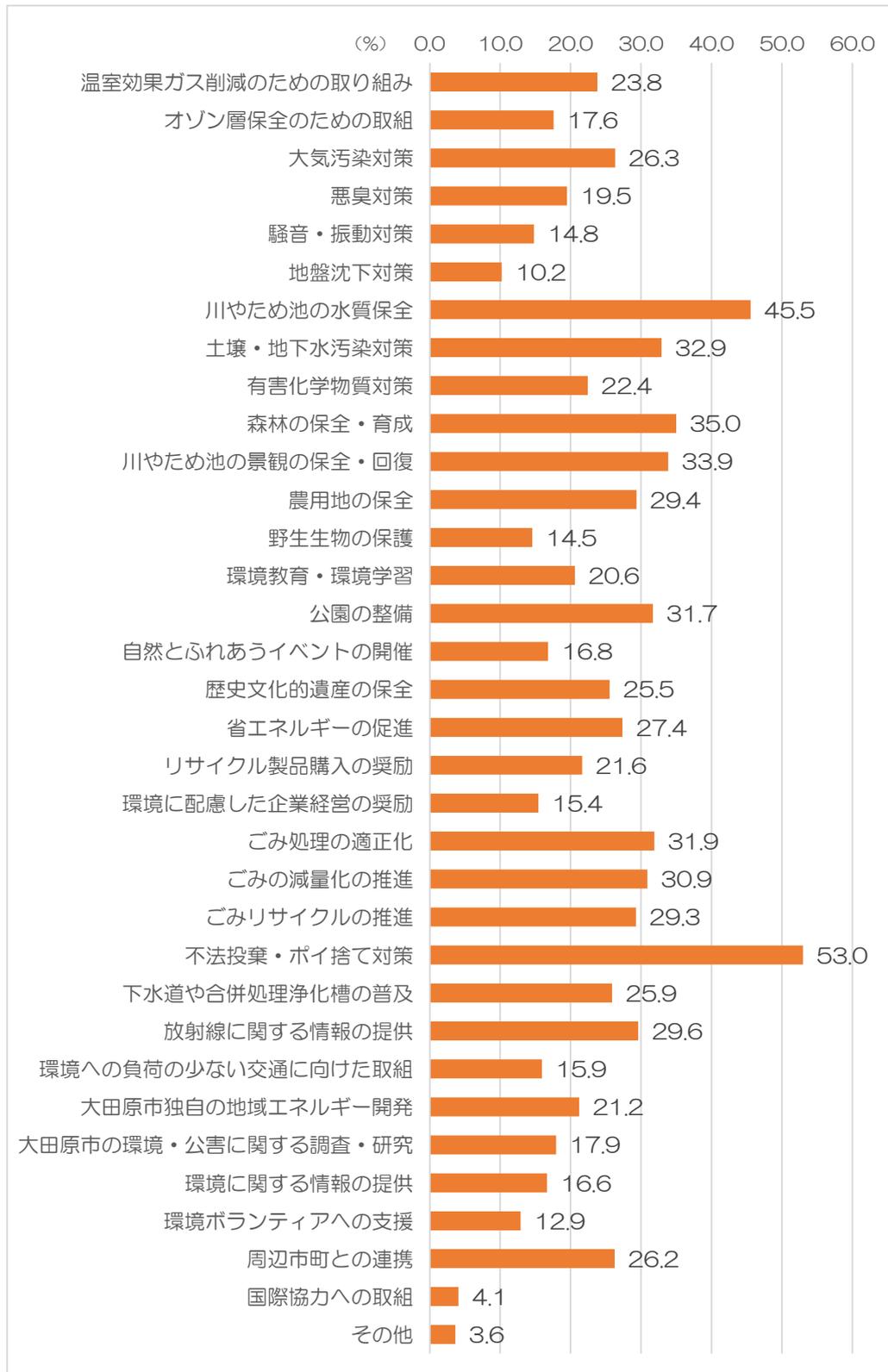
大田原市が力を入れる環境政策については、「不法投棄・ポイ捨て対策」が最も多く、次いで「川やため池の水質保全」、「森林の保全・育成」、「川やため池の景観の保全・回復」、「土壌・地下水汚染対策」となっています。分野別では、廃棄物に関すること、自然環境の保全に関するものが多くなっています。

	温室効果ガス削減のための取り組み	オゾン層保全のための取組	大気汚染対策	悪臭対策	騒音・振動対策	地盤沈下対策	川やため池の水質保全	土壌・地下水汚染対策	有害化学物質対策	森林の保全・育成
回答(人)	275	203	304	225	171	118	526	380	259	404
割合(%)	23.8	17.6	26.3	19.5	14.8	10.2	45.5	32.9	22.4	35.0

	川やため池の景観の保全・回復	農用地の保全	野生生物の保護	環境教育・環境学習	公園の整備	自然とふれあうイベントの開催	歴史文化的遺産の保全	省エネルギーの促進	リサイクル製品購入の奨励	環境に配慮した企業経営の奨励
回答(人)	391	339	168	238	366	194	295	316	250	178
割合(%)	33.9	29.4	14.5	20.6	31.7	16.8	25.5	27.4	21.6	15.4

	ごみ処理の適正化	ごみの減量化の推進	ごみリサイクルの推進	不法投棄・ポイ捨て対策	下水道や合併処理浄化槽の普及	放射線に関する情報の提供	環境への負荷の少ない交通に向けた取組	大田原市独自の地域エネルギー開発	大田原市の環境・公害に関する調査・研究	環境に関する情報の提供
回答(人)	368	357	338	612	299	342	184	245	207	192
割合(%)	31.9	30.9	29.3	53.0	25.9	29.6	15.9	21.2	17.9	16.6

	環境ボランティアへの支援	周辺市町との連携	国際協力への取組	その他
回答(人)	149	303	47	42
割合(%)	12.9	26.2	4.1	3.6



○自由意見

- 家庭ごみを自宅の庭先や田畑で燃やしている。煙がくさく、洗濯物に臭いがついてしまったり、のどの痛みなどもあり、健康被害や火事が心配。
- ごみの焼却について、市の広報で呼びかけるとともに、厳しい対応をして欲しい。
- 農繁期のトラクターや田植えあとの舗装道路の泥汚れによるほこりで困っています。環境保全の一環として、行政で指導の対応を考えて欲しい。
- 近くても車移動で排気ガスが多い。
- 大型トラックがエンジンかけたまま路上休憩し、弁当や灰皿のゴミを不法投棄しています。
- 畑や田んぼが多いため、春夏は肥料のにおいが強く、窓を開けることが出来ない。何か対策案はないものか。
- 牛堆肥や鶏糞のにおいがひどい。
- 焼肉店でモクモクと煙が店より出ているため、窓が開けられず、洗濯物も外に干せない。
- 大型トラックやトレーラーが自宅の交差点を猛スピードで通過していくので騒音がひどい。また道路状態も悪いので余計に騒音がひどくなる。
- 夏にかけて暴走族が現れ騒音となります。特別な条例等により撲滅していただくと安心して暮らしていけます。
- 夜間大きな声で話したり、騒いでいる人が大変迷惑です。
- 飲食店の換気扇の低周波音が気になります。
- 大田原市には帚川というすばらしい川があるのだから、水質をよくし、整備して観光の目玉にしてもらいたい。
- 下水道の整備、合併処理浄化槽の普及を進めて欲しい。
- 野菜や飲料水等の放射線の測定を継続して欲しい。
- 道路や川へのポイ捨てが多く見られる。以前よりも良くなっているところもある。
- 不法投棄を見つけた場合の対応方法を周知して欲しい。
- 不法投棄の巡回パトロール、監視カメラを用いた監視の強化。
- ごみ拾いイベントの継続や条例の強化による取り締まり。
- ペットのフンの持ち帰りの周知徹底。
- ごみの分別の徹底。拠点回収の周知。
- レジ袋無料配布の中止に向けた取り組みの強化。
- ごみ収集場所をきれいにして欲しい。
- ごみ袋の大きさや販売枚数単位を見直して欲しい。
- 緑を増やして少しでも二酸化炭素が少なくなるようにしてほしい。
- 公用車も電気自動車、ハイブリッド車にできるだけする。
- 太陽光、風力、水力発電の推進。
- 電気自動車が安く手に入る時代が早くきてほしい。
- 何故美原の池を駐車場にしまったのかがかなり疑問です。小さな子供たちが散歩したり、水鳥が飛来していたのにすごく残念です。

- 太陽光発電のパネル設置が最近見られるようになったが、木を伐採して林や森をなくして作るのは環境保全に反しているのではないかと思う。
- 畑や田んぼがどんどんなくなり、アパートがたち、緑も少なくなっているように感じます。
- 大田原市は自然に恵まれいい環境にある。この環境を維持できるよう無理な開発を導入しないで欲しい。自然を維持しつつ人口の流出を止める産業の導入を検討してほしい。
- 川の生き物を守ってほしい。
- ミヤコタナゴの楽園をアピールが不足していませんか。
- 季節によってカラスやシラサギが大量発生しています。
- 家庭菜園を荒らすタヌキ、キツネ、ハクビシン、キジ、ハト、カラスなど増えている。
- 空き家や耕作放棄地の対策
- 自転車や歩行者にもやさしい道路の整備。
- 渋滞する道路への右折車線や二車線化、信号の設置をして欲しい。
- 地震後のくぼみやひび割れの改修をして欲しい。
- 街路樹の剪定を行って欲しい。
- 道路脇の雑草が目立っている。
- 高齢化社会に向けての公共交通機関の充実が今後益々必要になると思います。
- もっとお城山公園を積極的に市が管理してたくさんの市民が入りやすいようにしてほしい。
- 歩いていても、運転していても、灯が少なすぎて危ない。
- 大田原市は城下町なので、もっと古い建物とか文化の資料を市民に知らせて欲しいです。
- 街路樹（常緑）がもっとあれば気分的に余裕のある街づくりが出来ると思う。
- 子供たちが小さいときから環境問題や資源、サイクルについて考える機会を授業などで得られるといいと思う。昔と今とで大田原の自然がどう変わってきたか研究して子供たちに教えてあげてほしい。
- もっと身近に活動できるように環境ボランティアの普及啓発、企業・学校の取り組み状況などまとめた環境広報誌の定期発行などして欲しい。
- 市民レベルで出来ることから始められるような簡単な事から参加できる取組をすすめてほしい。地域、学校、広報等を通して環境に関する関心を持てるようなアピールをしたらいいと思う。
- 環境に対するこれからの計画や取り組みはとても良いことだと思います。一人ひとりの意識の改革や行動により、時間はかかろうとも将来的には必ず良くなることと思います。

◆ 事業者アンケート結果

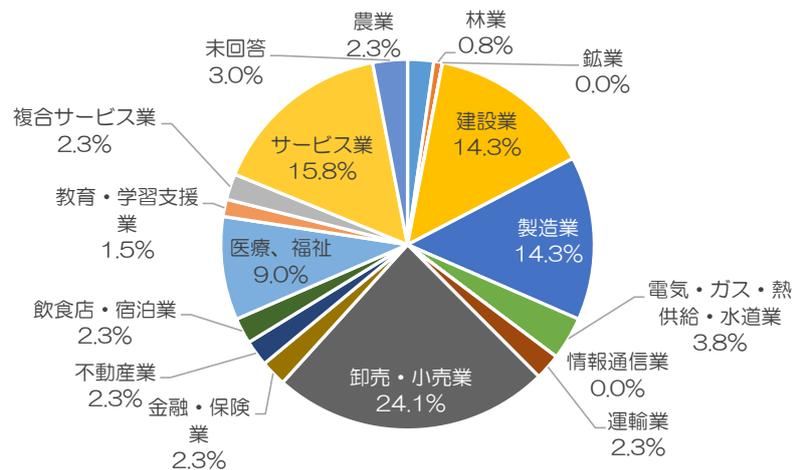
配布数：300社

回答数：133社

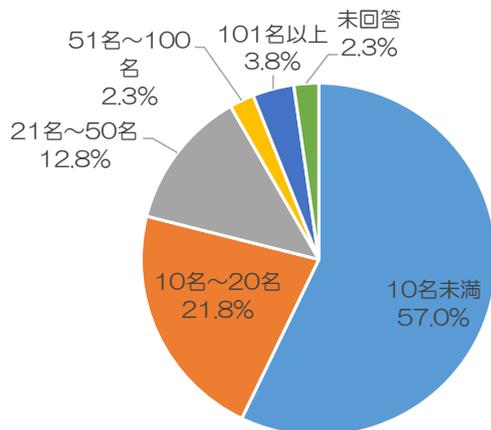
回収率：44.3%

質問 1 事業所について

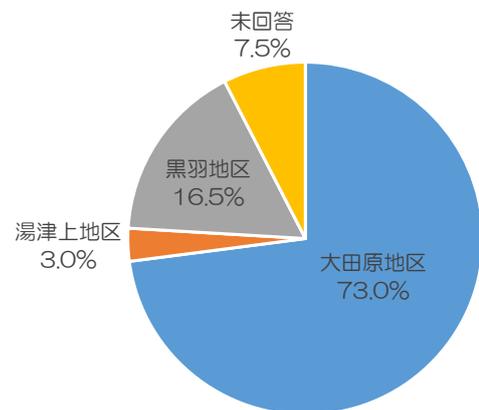
(1) 業種



(2) 規模（従業員数）



(3) 所在地

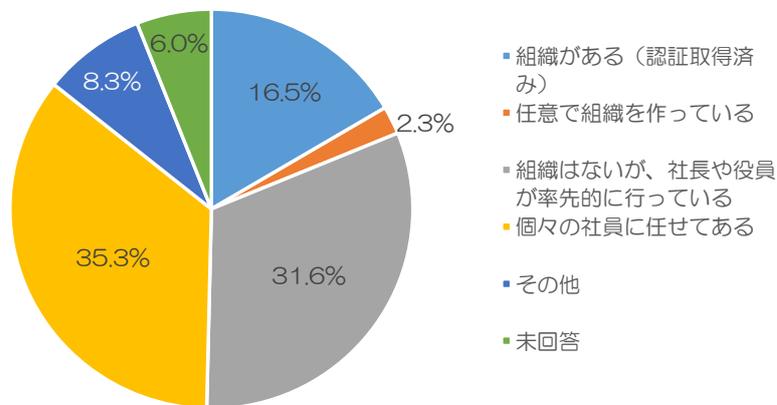


質問2 環境に関する組織について。

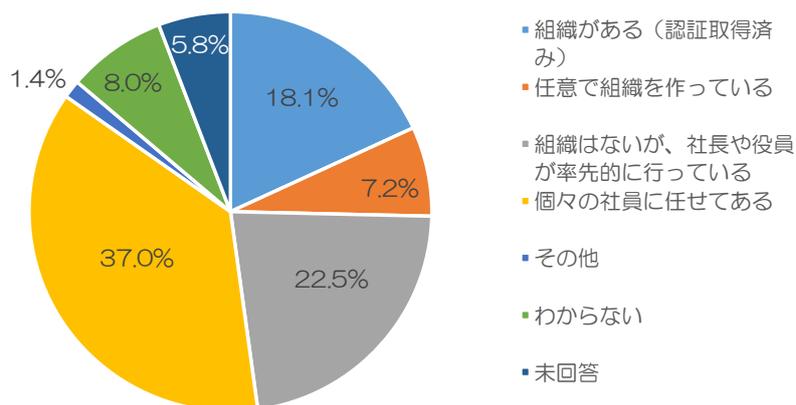
環境に関する取り組みを組織的に実施している事業者は、「組織がある」19%と「社長や役員が率先的に行っている」32%をあわせて50.%となっています。

前回アンケート調査結果では、「組織がある」25%と「社長や役員が率先的に行っている」23%をあわせて48%となっており、環境に関する「組織がある」は、前回アンケート調査よりも低くなっています。

	組織がある（認証取得済み）	任意で組織を作っている	組織はないが、社長や役員が率先的に行っている	個々の社員に任せてある	その他	未回答
回答（社）	22	3	42	47	11	8
割合（%）	16.5	2.3	31.6	35.3	8.3	6.0



前回アンケート調査結果

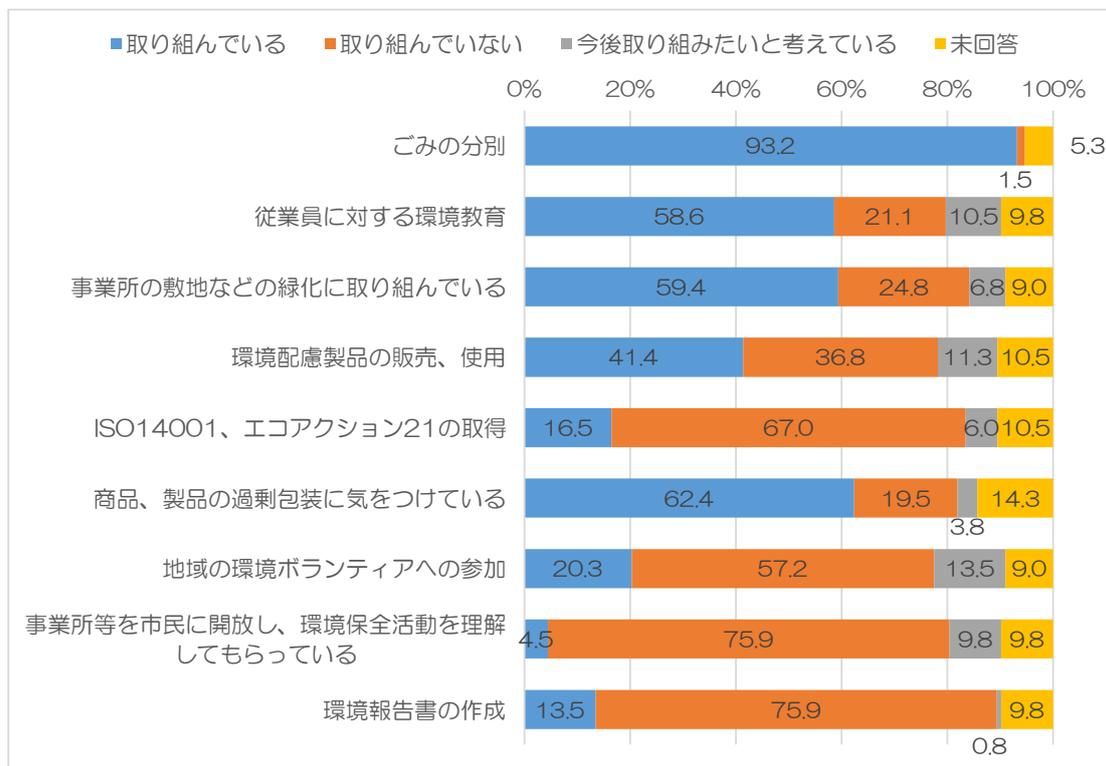


質問 3 環境に関する取り組みの内容について。

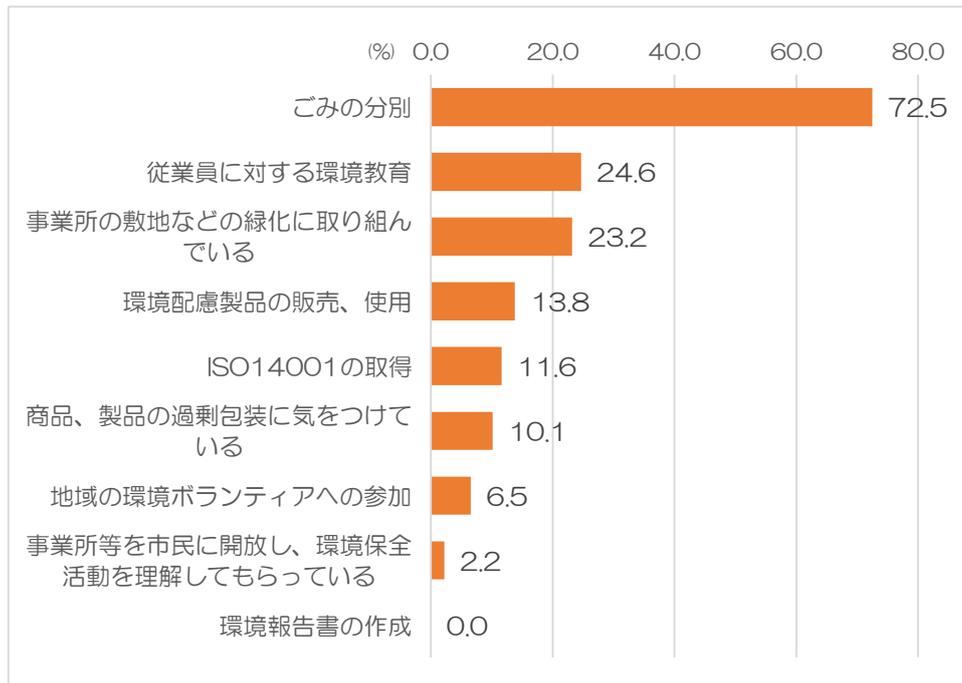
“取り組んでいる”との回答が最も多かったのは、「ごみの分別」で「商品、製品の過剰包装に気をつけている」、「事業所の敷地などの緑化に取り組んでいる」、「従業員に対する環境教育」が50%を超えています。“取り組んでいない”の回答は、「事業所等を市民に開放し、環境保全活動を理解してもらっている」、「環境報告書の作成」が70%を超えています。事業活動の中ですぐに取り組める項目については、多くの事業者が取り組んでいます。

前回のアンケート調査結果では、「ごみの分別」が最も多く、次いで「従業員に対する環境教育」、「事業所の敷地などの緑化に取り組んでいる」となっています。調査したすべての項目で、“取り組んでいる”との回答が前回よりも増えており、事業者の環境に対する意識が向上していると考えられます。

	ごみの分別	従業員に対する環境教育	事業所の敷地などの緑化に取り組んでいる	環境配慮製品の販売、使用	ISO14001、エコアクション21の取得	商品、製品の過剰包装に気をつけている	地域の環境ボランティアへの参加	事業所等を市民に開放し、環境保全活動を理解してもらっている	環境報告書の作成
取り組んでいる	93.2	58.6	59.4	41.4	16.5	62.4	20.3	4.5	13.5
取り組んでいない	1.5	21.1	24.8	36.8	67.0	19.5	57.2	75.9	75.9
今後取り組みたいと考えている	0.0	10.5	6.8	11.3	6.0	3.8	13.5	9.8	0.8
未回答	5.3	9.8	9.0	10.5	10.5	14.3	9.0	9.8	9.8

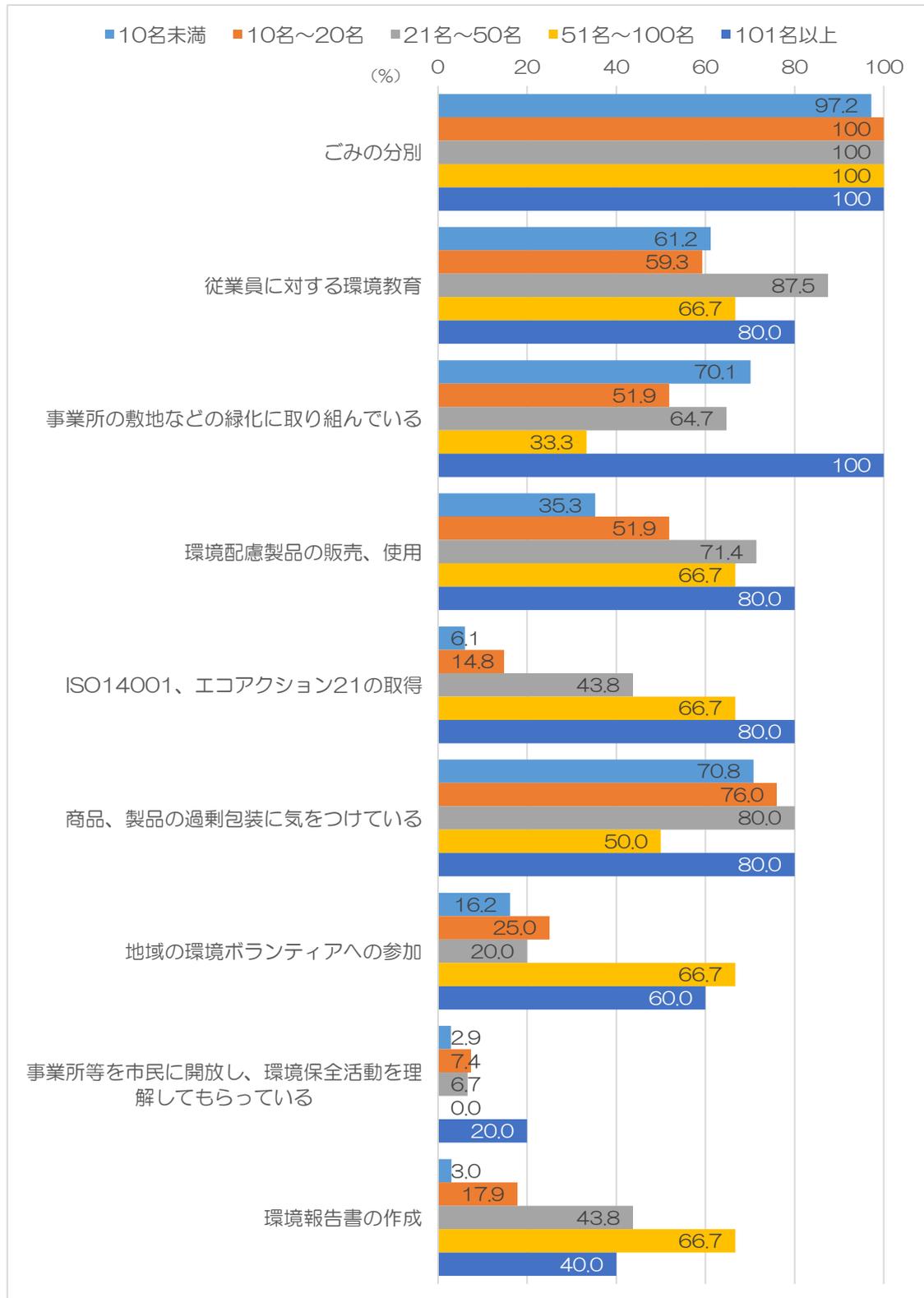


前回アンケート調査結果



○規模別（従業員数）

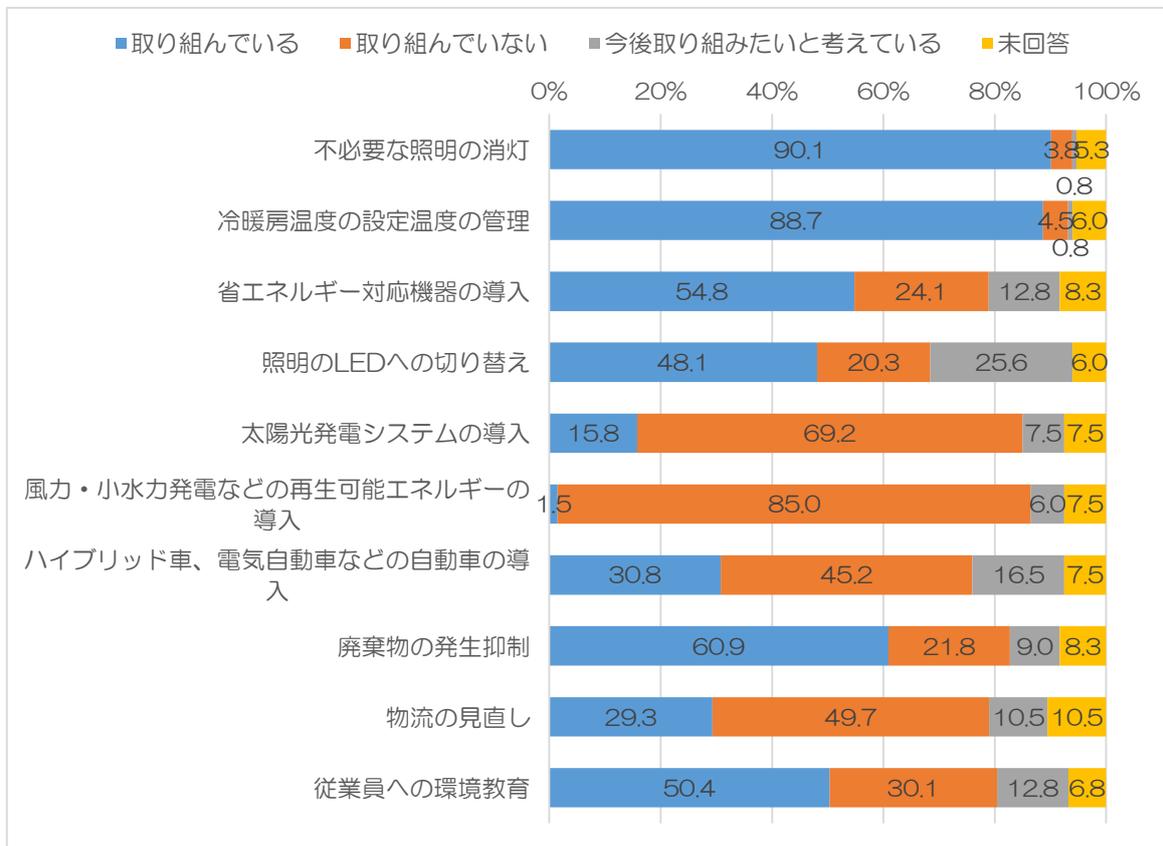
規模別では、規模が大きい事業者ほど環境保全への取り組みが実施されています。



質問 4 地球温暖化防止に向けた取り組みについて。

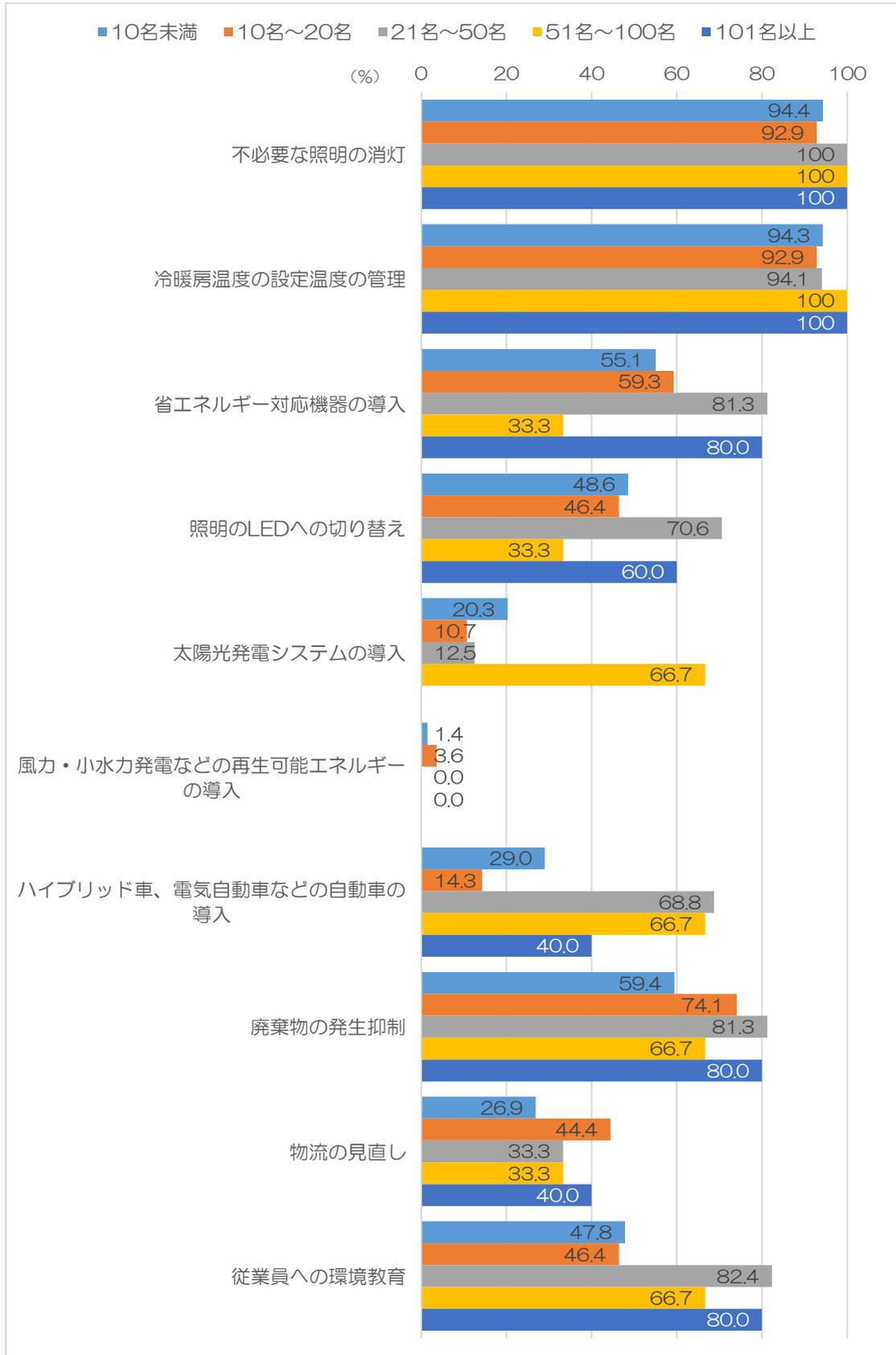
“取り組んでいる”との回答が最も多かったのは、「不必要な照明の消灯」で、「冷暖房温度の設定温度の管理」、「廃棄物の発生抑制」、「省エネルギー対応機器の導入」、「従業員への環境教育」が50%を超えています。“取り組んでいない”の回答は、「風力・小水力発電などの再生可能エネルギーの導入」、「太陽光発電システムの導入」が60%を超えています。事業活動の中ですぐに取り組める項目については、多くの事業者が取り組んでいますが、設備投資が必要な項目については取り組みが進んでいません。

	不必要な照明の消灯	冷暖房温度の設定温度の管理	省エネルギー対応機器の導入	照明のLEDへの切り替え	太陽光発電システムの導入	風力・小水力発電などの再生可能エネルギーの導入	ハイブリッド車、電気自動車などの自動車の導入	廃棄物の発生抑制	物流の見直し	従業員への環境教育	その他
取り組んでいる	90.1	88.7	54.8	48.1	15.8	1.5	30.8	60.9	29.3	50.4	0.8
取り組んでいない	3.8	4.5	24.1	20.3	69.2	85.0	45.2	21.8	49.7	30.1	0.0
今後取り組みたいと考えている	0.8	0.8	12.8	25.6	7.5	6.0	16.5	9.0	10.5	12.8	0.0
未回答	5.3	6.0	8.3	6.0	7.5	7.5	7.5	8.3	10.5	6.8	99.2



○規模別（従業員数）

規模別では、規模が大きい事業者ほど地球温暖化へ向けた取り組みが実施されています。

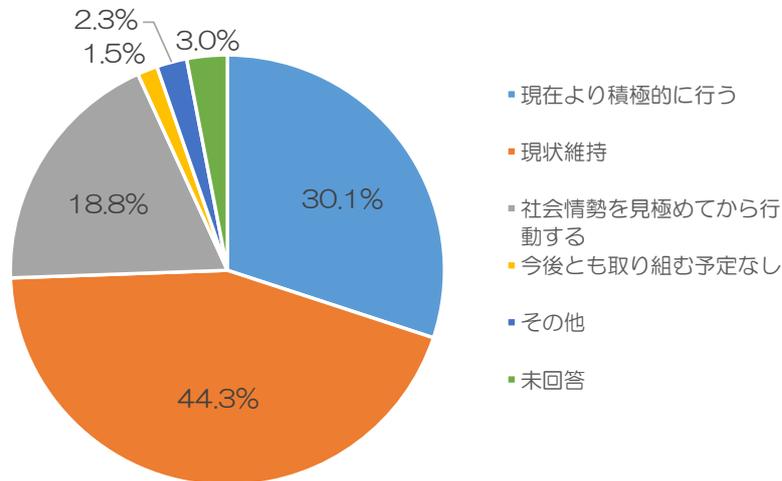


質問5 環境に関する今後の取り組み姿勢について。

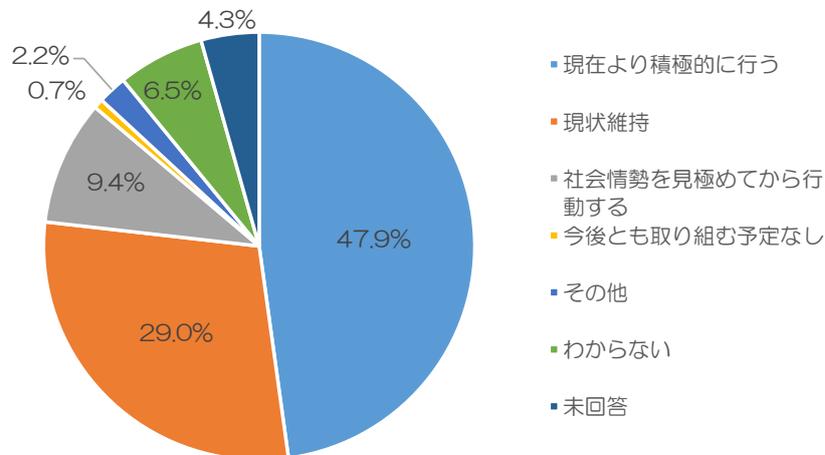
環境に関する今後の取り組み姿勢は、「現状維持」が最も多く、次いで「現在より積極的に行う」となっています。

前回アンケート調査結果では、「現在より積極的に行う」が最も多く、次いで「現状維持」となっています。事業者の環境に関する取り組み姿勢は、前回調査結果よりも「現状維持」が増え、「現在より積極的に行う」が低くなっています。環境保全に向けた取り組みは、以前よりも浸透し事業活動の中で通常に行われていると考えられます。

	現在より積極的に行う	現状維持	社会情勢を見極めてから行動する	今後とも取り組む予定なし	その他	未回答
回答(社)	40	59	25	2	3	4
割合(%)	30.1	44.3	18.8	1.5	2.3	3.0

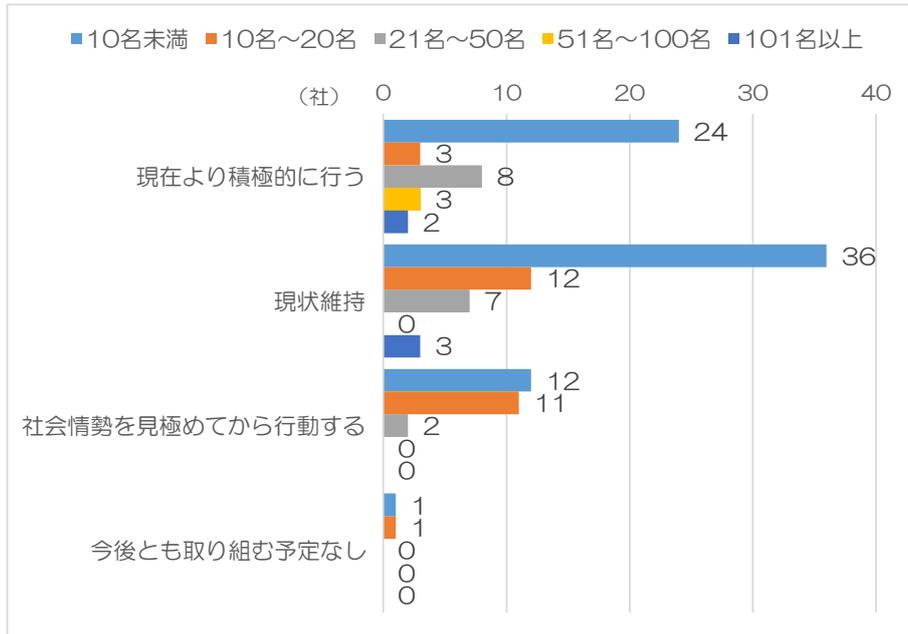


前回アンケート調査結果



○規模別（従業員数）

規模の違いによる大きな差は見られませんでした。



質問6 環境への取り組みの障壁は何ですか。（複数回答）

環境への取り組みの障壁として最も多い回答は、「資金不足」で、次いで「人材不足」、「時間不足」となっています。「特に問題はない」との回答も30%となっています。

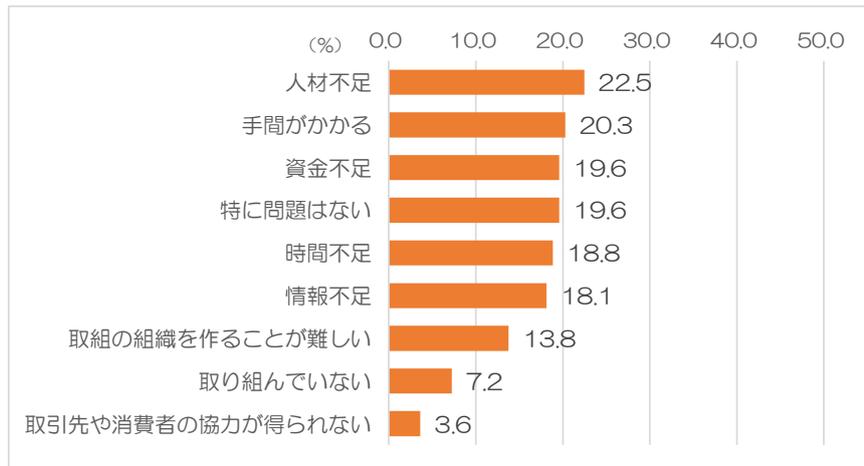
前回のアンケート調査結果では、「人材不足」が最も多く、次いで「手間がかかる」、「資金不足」となっており、「特に問題はない」との回答も20%となっています。

環境への取り組みの障壁は、前回調査結果よりも「資金不足」が増加しています。

	人材不足	手間がかかる	資金不足	特に問題はない	時間不足	情報不足	取組の組織を作ることが難しい	取り組んでいない	取引先や消費者の協力が得られない	その他
回答（社）	38	26	57	41	28	11	12	11	3	5
割合（%）	28.6	19.5	42.9	30.8	21.1	8.3	9.0	8.3	2.3	3.8

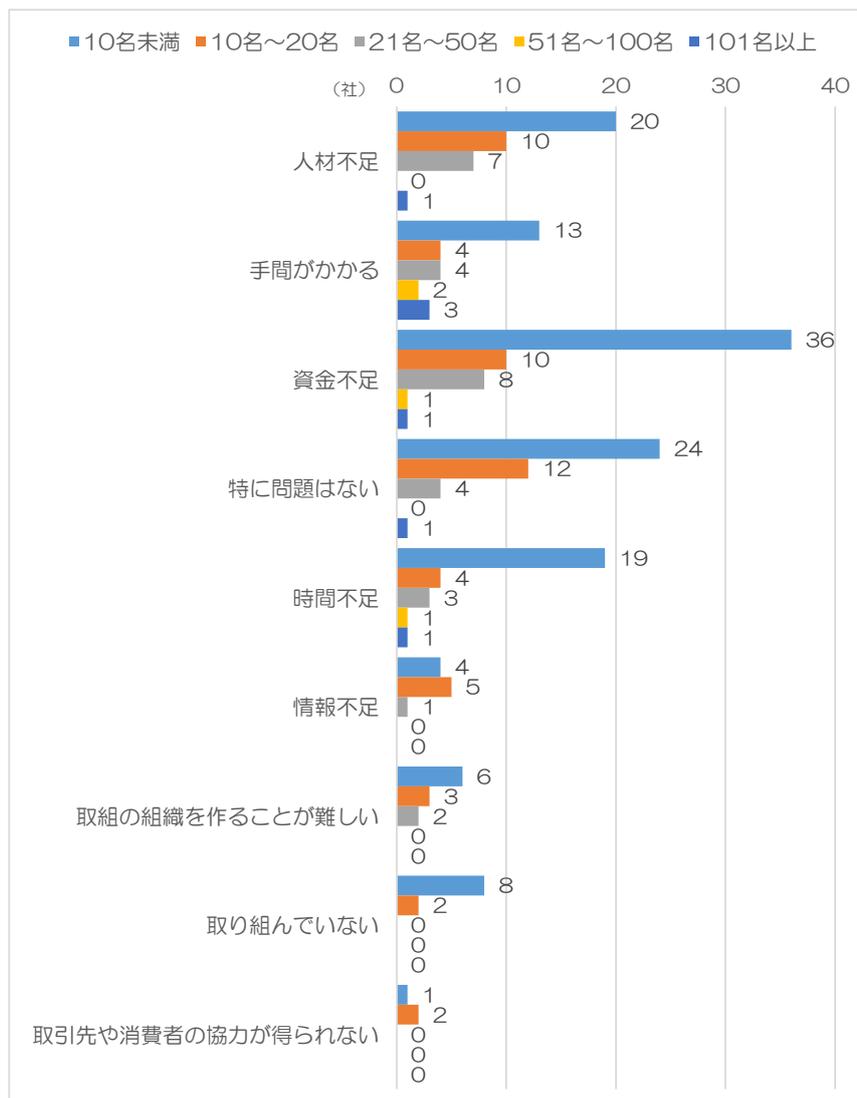


前回アンケート調査結果



○規模別（従業員数）

「資金不足」や「特に問題はない」、「人材不足」の回答が多くなっており、規模の違いによる大きな差は見られませんでした。

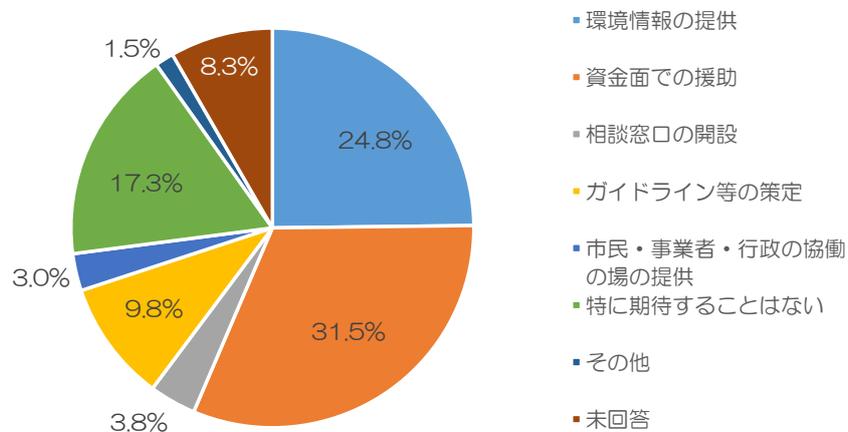


質問 7 環境保全を行っていく上で、大田原市に期待することは何ですか。

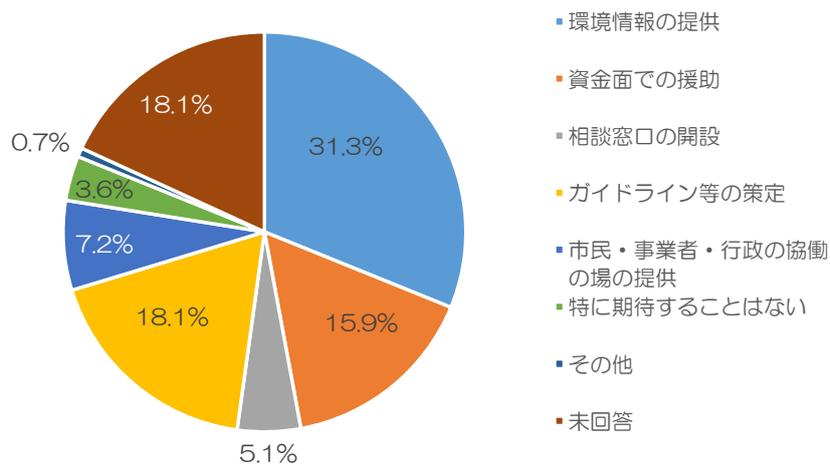
大田原市に望むこととして最も多い回答は、「資金面での援助」で、次いで「環境情報の提供」「ガイドライン等の策定」となっています。

前回のアンケート調査結果では、「環境情報の提供」が最も多く、次いで「資金面での援助」、「ガイドライン等の策定」となっています。

	環境情報の提供	資金面での援助	相談窓口の開設	ガイドライン等の策定	市民・事業者・行政の協働の場の提供	特に期待することはない	その他	未回答
回答(社)	33	42	5	13	4	23	2	11
割合(%)	24.8	31.5	3.8	9.8	3.0	17.3	1.5	8.3



前回アンケート調査結果



○自由意見

- 農村地域で廃ビニール等を自宅で焼却しているのが見られる。規制や監視の強化が必要。
- 畜産施設からの悪臭問題への対応。
- 下水道への接続等工事費用の補助金の支給による水質改善
- 子どもと参加するごみ拾い活動や緑化のイベントがあるといい。
- 森林や田畑の整備、川の土手や堤防の緑化により温暖化防止に寄与できるのではないか。
- 植樹等により大田原の緑豊かな自然を守って欲しい。
- コンパクトシティ化を推進して欲しい。
- 公共の乗り物を増やして欲しい。
- 環境への配慮や地域貢献は企業としての使命であると思えます。

● 計画策定の経緯

◆ 計画策定の経過

平成 27 年 6 月 25 日	第 1 回 庁内策定委員会 ○大田原市環境基本計画について ○計画の策定スケジュールについて ○第一次計画の実績及び課題の整理
平成 27 年 7 月	市民・事業者アンケート調査の実施 (市民 3,000 人 事業者 300 社)
平成 27 年 7 月 7 日	第 1 回 大田原市環境審議会 ○大田原市環境基本計画の見直しについて ○見直し作業のスケジュール及び進め方について
平成 27 年 10 月 21 日	第 2 回 庁内策定委員会 ○アンケート調査結果及び進捗状況調査結果の評価について ○大田原市環境基本計画(素案)について
平成 27 年 11 月 24 日	第 2 回 大田原市環境審議会 ○大田原市環境基本計画(素案)について
平成 27 年 12 月 28 日 ～平成 28 年 1 月 15 日	パブリックコメントの意見募集
平成 28 年 1 月 25 日	第 3 回 庁内策定委員会 ○パブリックコメントの結果について ○大田原市環境基本計画(最終素案)について
平成 28 年 2 月 17 日	第 3 回 大田原市環境審議会 ○大田原市環境基本計画(素案)について ○大田原市地球温暖化防止実行計画(素案)について ○大田原市一般廃棄物処理基本計画[ごみ編](素案)について

● 大田原市環境審議会

◆ 大田原市環境審議会条例

(昭和 47 年 4 月 1 日条例第 2 号)

改正	昭和 62 年 12 月 28 日条例第 28 号	平成 6 年 9 月 29 日条例第 28 号
	平成 17 年 9 月 28 日条例第 73 号	平成 19 年 12 月 27 日条例第 41 号
	平成 23 年 3 月 23 日条例第 3 号	

(設置)

第 1 条 環境基本法(平成 5 年法律第 91 号)第 44 条の規定に基づき、大田原市環境審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じて、次に掲げる事務を調査審議する。

- (1) 環境保全対策の基本方針に関すること。
- (2) 環境保全に関する重要施策の実施に関すること。
- (3) その他環境保全対策に関し必要な事項。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 15 人以内をもって組織する。

(委員)

第 4 条 委員は、関係機関並びに関係団体の役職員、市議会の議員、市の職員及び識見を有する者のうちから市長が委嘱又は任命する。

2 委員は、当該諮問に係る審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長 1 人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、審議회를代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会の会議は、必要に応じて会長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(専門委員)

第 7 条 審議会に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験者のうちから、会長の同意を得て市長が任命する。

3 専門委員は、当該専門事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(関係人の出席)

第 8 条 審議会は、必要があると認めるときは、関係人の出席を求めてその意見を聞くことができる。

(幹事)

第9条 審議会に幹事を置き、市職員のうちから市長が任命する。

2 幹事は、審議会の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。

(庶務)

第10条 審議会の庶務は、市民生活部生活環境課において処理する。

(規則への委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和62年12月28日条例第28号)抄

(施行期日)

1 この条例は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則(平成6年9月29日条例第28号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年9月28日条例第73号)

この条例は、平成17年10月1日から施行する。

附 則(平成19年12月27日条例第41号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成23年3月23日条例第3号)

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

◆ 大田原市環境審議会名簿

氏名	所属等	備考
伊藤 直次	宇都宮大学大学院工学研究科教授	会長
室井 祐之	大田原市区長連絡協議会会長	副会長
前野 良三	大田原市議会民生常任委員長	～平成27年12月
高瀬 重嗣	大田原市議会民生常任委員長	平成28年1月～
小池 静司	栃木県県北環境森林事務所 環境部長補佐（総括）兼環境対策課長	
大栗 英行	栃木県県北環境森林事務所 森林部長補佐兼林業経営課長	
永山 林	大田原市副市長	
渡邊 勝美	大田原市保健委員会会長	
渡辺 陽子	大田原市女性団体連絡協議会会長	
高田 裕	大田原市小中学校長会会長	
玉木 勇介	社団法人那須野ヶ原青年会議所	
上田 和久	野崎工業団地連絡協議会会長	
富沢 勝	野崎第2工業団地連絡協議会会長	
菊地 秀俊	那須野農業協同組合代表理事専務	
玉木 茂	大田原市商工団体連絡協議会会長	
高橋 啓一	なかがわ水遊園園長	



環境審議会

◆大田原市環境基本計画（案）の諮問、答申

大 生 第 1 0 9 号
平成 2 7 年 7 月 7 日

大田原市環境審議会長 様

大田原市長 津久井 富 雄

大田原市環境基本計画の見直しについて（諮問）

大田原市環境審議会条例第 2 条の規定に基づき、大田原市環境基本計画の見直しについて貴審議会の意見を求めます。

なお、答申は平成 2 8 年 2 月 1 5 日までをお願いいたします。

諮問趣旨

環境基本法第 7 条による地方公共団体の責務を果たすため定められた大田原市環境基本計画は、健康で快適な生活環境を確保し、豊かで美しい環境を後世に引き継いでいくことを目指し、10 年先を見据えた環境施策の指針としたものであります。

本市としましては、社会経済の進展に伴う課題や、市民、事業者、行政が果たすべき新たな役割などを捉え新時代に的確に応えるため、今後 10 年間を施策期間とした新たな大田原市環境基本計画が求められていると考えており、見直しにあたり貴審議会の意見を求めます。

諮問項目

1. 環境施策等に対し市民が果たすべき事項
2. 環境施策等に対し事業者が果たすべき事項
3. 環境施策等に対し行政が果たすべき事項
4. その他環境施策に対し調査研究等が必要と思われる事項

平成28年3月18日

大田原市長 津久井 富雄 様

大田原市環境審議会
会長 伊藤 直次

環境基本計画について（答申）

平成27年7月7日付け大生第109号で大田原市環境審議会に対してなされました「大田原市環境基本計画について（諮問）」につきましては、本審議会において別添（素案）のとおりとすることが適当であるとの結論を得ましたので、次の意見を付して答申します。

計画に掲げる望ましい環境像である「かけがえのない環境を子どもたちに引き継ぐために実現するため、指標の達成に向けた各施策の実施にあたっては、全庁的な取り組みがなされるよう期待します。

● 関係条例

◆ 大田原市の豊かで美しい環境を守り、創造し、後世に引き継ぐ条例

(平成 8 年 4 月 1 日条例第 1 号)

改正 平成 26 年 6 月 30 日条例第 21 号

第 1 章 総則

第 1 節 通則

(目的)

第 1 条 この条例は、豊かで美しい自然と人間との共生を願い、環境を守り、創造し、後世に引き継ぐため、市民参画による「環境保全都市大田原」の実現を目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずることをいう。
- (3) 廃棄物 ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚でい、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによって汚染されたものを除く。）をいう。
- (4) 所有者等 所有者、占有者又は管理者をいう。
- (5) 市民等 市民及び市内に滞在する者（市内を通過する者を含む。）をいう。
- (6) 事業者 市内で事業活動を行う者をいう。
- (7) 空き缶等 空き缶、空きびん、プラスチック容器その他の容器をいう。
- (8) 空き地 所有者等が利用していない土地をいう。

(環境の恵沢の享受と継承等)

第 3 条 健全で恵み豊かな環境の維持が市民の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであり、生態系の微妙な均衡を保つことを含む環境こそ人類の存続の基盤である。現在及び将来の世代の市民が環境の恵沢を十分に享受することができるよう環境の保全と創造に関する施策は積極的に推進されなければならない。

第 2 節 市の基本的責務

(市の基本的責務)

第 4 条 市は、「環境保全都市大田原」の実現のため総合的、体系的な施策を策定し、実施する責務を有する。

第3節 事業者の基本的責務

(事業者の基本的責務)

第5条 事業者は、その事業活動に伴って生ずる公害を防止するために、自らの責任と負担において必要な措置を講ずる責務を有するとともに、環境への負荷の低減に積極的に努めなければならない。

2 事業者は、その事業活動を行うにあたっては、公害の生ずるおそれがあるものを厳重に管理監視し、公害、その他自然環境又は市民の生活環境に支障を及ぼす行為に係る紛争が生じたときは、速やかに誠意をもってその解決に努めなければならない。

3 前各項に定めるもののほか、事業者は、市が実施する環境施策に協力するものとする。

第4節 市民の基本的責務

(市民の基本的責務)

第6条 市民は、日常生活から生ずる環境への負荷の低減に努め、自然環境の保全と環境にやさしいまちづくりのための活動を自ら積極的に行うものとする。

2 市民は、市が実施する環境施策に参画し協力するものとする。

第2章 自然環境の保全

第1節 自然環境の保全

(自然環境の保全)

第7条 市、事業者及び市民は、それぞれの立場において自然環境や美しい景観の保全と生態系の多様性の確保に努めなければならない。

(自然とのふれあいの促進)

第8条 市は、人が自然と共生することの大切さについて理解を促し、市民が自然とふれあうための施設の整備及びそのための機会提供に努めなければならない。

第2節 緑化の推進

(緑化の推進)

第9条 市は、その管理する公園、道路その他の公共施設において、地域環境との融合を考慮して樹木及び花きの植栽を行うなど、緑化推進に努めなければならない。

(事業者の緑化推進)

第10条 事業者は、事業地内の自然緑地の確保に努め、又は樹木及び花きの植栽を行うなど緑化推進に積極的に努めなければならない。

(地域の緑化)

第11条 市民は、すすんで樹木及び花きの植栽を行うなど、緑豊かな地域環境の育成に努めなければならない。

第3章 生活環境の保全

第1節 不法投棄の禁止

(不法投棄の禁止及び清潔の保持)

第12条 何人も、みだりに道路、河川、水路、公園、広場その他の公共の場所（以下「道路等」という。）及び他人の所有、占有又は管理する場所（以下「他人の所有地等」という。）に廃棄物を投棄し、又は汚してはならない。

2 土地及び建物の所有者等は、当該土地及び建物を常に清潔に保ち、環境美化に努めなければならない。

3 市民等は、畜犬を飼養する場合は、当該畜犬のふんなどで道路等を汚すことのないよう適切な措置を講じなければならない。

(空き缶等の投げ捨て禁止)

第13条 何人も、空き缶等を道路等へ投棄してはならない。

2 市民等は、屋外において喫煙をする場合は、適切な措置を講じ、道路等へ吸い殻、空き箱等を投棄してはならない。

(空き缶等の散乱防止)

第14条 自動販売機設置者は、空き缶等の回収容器を当該自動販売機付近に設置するなど、適正に維持管理を行い、清潔を保持しなければならない。

(自転車の放置の禁止)

第15条 何人も、自転車を道路等及び他人の所有地等に放置してはならない。

第2節 空き地の適正管理

(適正管理)

第16条 空き地の所有者等は、当該土地について、廃棄物の投棄等により近隣の環境が損なわれないよう適正に管理しなければならない。

2 空き地の所有者等は、その住所、氏名及び電話番号を当該空き地の見やすい所に標示するよう努めなければならない。

第3節 生活排水の処理

(生活排水の処理)

第17条 市の公共下水道事業認可区域、特定環境保全公共下水道事業認可区域及び農業集落排水事業採択区域を除く区域に生活排水を排出しようとする者は、排水処理施設を設置し、地下水、河川等の水質の汚濁防止に努めなければならない。

第4節 住宅地近隣の騒音、振動、悪臭等防止

(住宅地近隣の騒音等の防止)

第18条 何人も、他人の迷惑となる騒音、振動、悪臭及びばい煙を発生させないように努めなければならない。

第5節 違反者に対する措置等

(助言、指導及び勧告)

第19条 市長は、第14条に違反し、又は空き地の所有者等が当該空き地の雑草の繁茂や枯れ草の密集等により、著しく環境を阻害し、又は廃棄物が不法に投棄される恐れがあると認めるときは、当該所有者等に対し、必要な措置について助言又は指導を行うことができる。

2 市長は、前項の規定による助言又は指導を行ったにもかかわらず、なお当該土地等が管理不全な状態にあると認めるときは、当該土地等の所有者等に対し、履行期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(命令)

第19条の2 市長は、前条第2項の規定による勧告を受けた所有者等が、正当な理由なく当該勧告に従わないときは、当該所有者等に対し、履行期限を定めて必要な措置を講ずるよう命ずることができる。

(公表)

第19条の3 市長は、前条の規定による命令を受けた当該所有者等が、正当な理由なく当該命令に従わないときは、次に掲げる事項を公表することができる。

- (1) 命令に従わない者の住所及び氏名（法人にあっては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）
- (2) 命令の対象である土地等の所在地
- (3) 命令の内容
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 市長は、前項の規定により公表しようとするときは、当該公表に係る所有者等に意見を述べる機会を与えなければならない。

第4章 公害の防止

第1節 公害防止対策

(公害防止対策)

第20条 市は、市民の健康を保護し、及び生活環境を保全するため、公害防止に関する総合的かつ計画的な施策を講じなければならない。

(体制の整備)

第21条 市は、公害の状況の把握及び公害の防止に必要な監視、測定及び検査のための体制の整備に努めなければならない。

2 市は、事業者が事業活動によって、公害を発生させることのないよう適切な指導を講じなければならない。

3 市は、公害に関する苦情の処理に関する体制を整備し、県及び他の行政機関と協力して適切な処理に努めなければならない。

第2節 環境保全協定の締結

(環境保全協定の締結)

第22条 市は、事業活動に伴う環境への負荷の低減及び公害の防止のために必要があると認めた場合は、事業者に対し環境保全協定の締結を求めることができる。

- 2 事業者は、前項の協定締結に応じなければならない。
- 3 環境保全協定の内容については、規則で定める。

第5章 環境教育の推進

第1節 環境教育の推進

(生涯にわたる環境教育の推進)

第23条 市は、市民の生涯にわたる環境に関する学習を支援するため、次の施策を計画的に実施するものとする。

- (1) 学校教育における環境教育の推進
- (2) 市民の環境に関する学習活動の支援
- (3) 環境の保全及び創造等に関する広報活動
- (4) 前3号に掲げるもののほか、環境教育のために必要な施策
(学習活動の推進)

第24条 市民は、自然環境の保全と生活環境の保全の重要性を認識し、自らすすんで環境に関する学習に取り組み、又は地域ぐるみで環境に関する学習活動に努め、市の実施する環境教育活動に積極的に参加するものとする。

- 2 事業者は、その雇用する従業員の環境に関する学習を積極的に実施し、又は市の実施する環境教育活動に当該従業員を参加させるよう努めなければならない。

第2節 情報の提供

(情報の提供)

第25条 市は、環境に関する情報を常に把握し、プライバシーの保護に配慮しつつ、適切な情報の提供に努めなければならない。

第3節 指導者及び団体の育成

(指導者及び団体の育成)

第26条 市は、市民の環境保全に関する活動が主体的行動に結びつくよう指導者及び団体の育成に努めなければならない。

第6章 地球環境保全への貢献

(地球環境保全への貢献)

第27条 市は、エネルギーの有効利用、資源の再利用、オゾン層の保護、地球温暖化の防止その他地球規模での環境保全について、国若しくは他の地方公共団体又は関係機関等との連携により積極的に貢献するよう努めなければならない。

第7章 補則

(環境保全活動に対する支援等)

第28条 市は、市民、事業者及び団体が自主的に行う緑豊かな潤いのある環境づくりのための緑化推進活動、資源の再利用促進のための回収活動、その他環境にやさしいまちづくりに関する活動を促進するため、技術的指導、財政的支援、顕彰等その他必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、特に必要があるときは、市民及び事業者が環境への負荷の低減を図るための施設の整備等について、財政的支援その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(立入調査等)

第29条 市は、この条例の施行について必要があると認めるときは、市長の指定する職員をして必要とする場所に立ち入らせ、調査をすることができる。

2 前項の規定により立入調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し関係人の請求があったときは、これを掲示しなければならない。

(規則への委任)

第30条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第29条、第30条及び第31条の規定については、平成8年7月1日から施行する。

附 則(平成26年6月30日条例第21号)

この条例は、平成26年9月1日から施行する。

◆ 大田原市の豊かで美しい環境を守り、創造し、後世に引き継ぐ条例施行規則

(平成 26 年 6 月 30 日規則第 28 号)

大田原市の豊かで美しい環境を守り、創造し、後世に引き継ぐ条例施行規則（平成 8 年規則第 5 号）の全部を改正する。

(趣旨)

第 1 条 この規則は、大田原市の豊かで美しい環境を守り、創造し、後世に引き継ぐ条例（平成 8 年条例第 1 号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(環境保全協定)

第 2 条 条例第 22 条第 3 項の規定による環境保全協定の内容については、次のとおりとする。

- (1) 協定の目的
- (2) 公害防止対策
- (3) 環境保全及び創造に関する事項
- (4) 被害補償
- (5) その他市長が必要と認める事項

(身分証明書)

第 3 条 条例第 29 条第 2 項の規定に基づく身分証明書は、様式第 1 号のとおりとする。

(助言、指導及び勧告)

第 4 条 条例第 19 条第 1 項の規定による助言は、原則として口頭により行うものとする。

2 条例第 19 条第 1 項の規定による指導は、大田原市空き地等の適正管理に関する指導書（様式第 2 号）により行うものとする。

3 条例第 19 条第 2 項による勧告は、大田原市空き地等の適正管理に関する勧告書（様式第 3 号）により行うものとする。

(命令)

第 5 条 条例第 19 条の 2 の規定による命令は、大田原市空き地等の適正管理に関する命令書（様式第 4 号）により行うものとする。

(公表)

第 6 条 条例第 19 条の 3 第 1 項の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 大田原市公告式条例（昭和 29 年条例第 2 号）第 2 条に定める掲示場への掲示
- (2) 市のインターネット・ホームページへの掲載
- (3) その他市長が必要と認める方法

(公表に対する意見)

第 7 条 市長は、条例第 19 条の 3 第 2 項の規定により、所有者等に意見を述べる機会を与えるときは、大田原市空き地等の適正管理に関する意見陳述機会（公表）の付与通知書（様式第 5 号）により、条例第 19 条の 2 の規定により命令を受けた者に通知するものとする。

2 前項の規定による通知を受けて意見を述べようとする者は、当該通知を受けた日の翌日から起算して 20 日以内に、大田原市空き地等の適正処理に関する公表に対する意見書（様式第 6 号）により意見を述べなければならない。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は平成26年9月1日から施行する。

用語解説

あ 行

ISO14001

国際標準化機構（International Organization for Standardization）が運営する環境マネジメントシステムに関する国際規格、事業活動において環境保全対策を計画・実施し、その結果を評価・見直ししていくことで環境負荷の低減を継続的に推進する仕組みをいいます。

アイドリングストップ

信号まち、荷物の上げ下ろし、短時間の買い物などの駐停車の時に、自動車のエンジンを停止させることをいいます。

一般廃棄物

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の第2条第2項において、産業廃棄物以外の廃棄物をいいます。

エコアクション21

環境省が策定した「エコアクション21ガイドライン」に基づき、環境への目標を持ち、行動し、結果をとりまとめ、評価する環境経営システムを構築、運用、維持するとともに、社会との環境コミュニケーションを行うための方法に取り組んでいる事業者等を認証し登録する制度です。特に、中小事業者に広がっています。

エコキーパー

栃木県では、事業所における自主的な地球温暖化対策を促進するため、事業活動において地球温暖化対策に優れた取り組みを実施している事業所を「エコキーパー事業所」として認定しています。

エコツーリズム

自然の生態系や歴史的文化的な遺産の保護と保全という活動に、観光という余暇活動が加わった生態系の維持と保護を意識した旅行のことをいいます。

エコファーマー

「持続性の高い農業生産方式の導入に関する法律」に基づき、土づくりと化学肥料・化学農薬の使用の低減を一体的に行う農業生産を計画し、知事の認定を受けた農業者をエコファーマーといいます。

LED

通常の電球や蛍光灯にかわり、省電力で長寿命な発光ダイオードを用いた照明のことで、省エネルギーの効果が高いことから、全国の公共機関等で採用されています。

オゾン層

地球の成層圏に存在する比較的オゾン濃度の高い層で、太陽光に含まれる有害な紫外線の大部分を吸収し、地球上の生物を守る役割を果たしています。

温室効果ガス

大気中の二酸化炭素やメタンなどのガスは太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める働きがあります。これらのガスを温室効果ガスといいます。温室効果ガスとしては、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六フッ化硫黄、三フッ化窒素が主な7物質となります。

か 行

外来種

外国に分布していた生物のうち、なんらかの要因で日本にも分布するようになった種のことです。移入種と外来種には差異はないものとするものや、外来種は人為的要因が強く、移入種は自発的要因を含むとしているものもあります。本計画では、外来種は人為的要因が強く、移入種は自発的要因を含むものととらえ表記しました。

化石燃料

生物の死骸や枯れた植物などが地中で変質してできた燃料のことをいいます。石油や石炭、天然ガスなどがあり、エネルギーの約 85%は化石燃料から得ていますが、大気汚染や地球温暖化、酸性雨などの原因となるほか、再生産ができず有限であることから、使用量の削減や化石燃料に代わる新たなエネルギーの確保が課題となっています。

合併処理浄化槽

し尿と雑排水を併せて処理することができる浄化槽のことです。生活排水は、河川などの水質汚濁の原因となっており、浄化槽法の改正により（平成 13 年度施行）、浄化槽の新設時には合併処理浄化槽の設置が義務付けられています。

感覚公害

悪臭、騒音、振動など、人の感覚を刺激して、不快感として受け止められる公害のことをいいます。

環境基準

環境基本法の第 16 条に基づいて、政府が定める環境保全行政上の目標で、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準をいいます。大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音などに関する環境基準を定めています。ダイオキシン類に関しては、ダイオキシン類特別措置法を根拠として、大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染の環境基準が定められています。

環境マネジメントシステム

企業などが環境保全のための行動を計画、実行、評価するために方針や目標、計画などを定め、これを実行、点検して見直すシステムのことをいいます。

揮発性有機化合物

常温、常圧で空気中に揮発しやすい有機化合物で、石油由来のベンゼン、トルエン、キシレンなどの炭化水素類や、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタンなどの有機塩素系化合物があります。揮発すると大気汚染物質となり、水に溶けると土壌や地下水汚染の原因物質となります。いずれも発がん性があり、排出基準や環境基準が定められています。

グリーン購入

環境に与える負担ができるだけ小さい製品を優先的に購入することをいいます。

クリーンエネルギー自動車

従来のがソリン車やディーゼル車に比べ、排出ガス中の汚染物質の量や騒音、化石燃料の使用量が少ない自動車のことです。本市では、電気自動車とプラグインハイブリッド自動車をクリーンエネルギー自動車として購入の補助を行っています。

光化学オキシダント

工場や自動車から排出される大気中の窒素酸化物や炭化水素などが紫外線に反応してつくられるオゾンやアルデヒドなどの酸化力の強い大気汚染物質のことをいいます。眼や気道の健康障害が起こる光化学スモッグなどの原因になります。

光化学スモッグ

工場や自動車から排出される大気中の窒素酸化物や炭化水素などが紫外線に反応してつくられるオゾンやアルデヒド、エアロゾルが空中に停留してスモッグ状になることをいいます。人の健康に悪影響を及ぼすため、大気汚染として問題視されています。

こどもエコクラブ

環境省では、平成7年から地域において環境保全に関する活動を行う数人～20人程度の小・中学校等のグループを「こどもエコクラブ」として登録し、様々な活動のための支援を行っています。

さ 行

再生可能エネルギー

太陽光や太陽熱、中小水力や風力、バイオマス、地熱など、再生可能な特徴を持った次世代のエネルギーをいいます。

里地里山

都市と自然との間に位置する山あいなどの集落（民家）とこれらを取り巻く林地や農地、川、池などを1つのまとまりとしてとらえた地域概念のことをいいます。一般的に、集落を取り巻く林地を里山、それに農地などを含めた地域を里地と呼んでいます。

次世代自動車

従来のガソリン車やディーゼル車に比べ、排出ガス中の汚染物質の量や騒音、化石燃料の使用量が少ない自動車のことです。電気自動車、バイオ燃料自動車、天然ガス自動車、燃料電池自動車、ハイブリッド自動車、水素自動車などをいいます。

循環型社会

有限である資源を効率よく使うとともに、可能な限り再生産し、資源が輪のように循環する社会の考え方です。

生物化学的酸素要求量（BOD）

水中の有機物を微生物が分解した際に消費される酸素の量で、河川の有機汚濁を測る指標。有機汚濁物質が多いほど高い数値を示します。

生物多様性

地球上の生物は、約40億年に及ぶ進化の過程で多様に分化し、生息場所に応じた相互の関係を築きながら、地球の生命体を形づくっています。このような多様な生物の世界を「生物多様性」といいます。生物多様性は、生態系のバランスを維持する上で重要であるばかりでなく、私たち人間の生活にも計り知れない恵みをもたらしています。

た 行

ダイオキシン類

ポリ塩化ジベンゾパラダイオキシンとポリ塩化ジベンゾフランの総称。ごく微量でも発がん性や胎児に奇形を生じさせるような性質を持つと言われていています。塩素を含むプラスチック類の燃焼などに伴って発生するため、ごみ焼却施設などからの発生が問題となっています。

地球温暖化

大気中の二酸化炭素やメタンなどのガスは太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める効果があります。近年、化石燃料の燃焼等の人間活動の拡大に伴い、大気中の温室効果ガスが増加しており、将来地球の気温が上昇し、生活環境や生態系へ大きな影響を及ぼすことが懸念されています。1990年から2100年までの間に、地球の平均地上気温は1.4～5.8℃上昇し、海面水位は9～88cm上昇すると予測されています。

畜産クラスター

畜産農家と地域の畜産関係者（流通加工業者、農業団体、行政等）がぶどうの房（クラスター）のように、一体的に結集することで、畜産の収益性を地域全体で向上させるための取り組みです。農林水産省が全国的に推進しています。

地産地消

地元生産、地元消費の略語で、地元で生産されたものを地元で消費するということです。地域の農業と関連産業の活性化により、農地及び森林の保全が期待されます。また、輸送による二酸化炭素の排出も減らすことができます。

特定外来種

外来種（海外起源の外来種）であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、または及ぼすおそれのあるものの中から指定されています。生きているものに限られ、卵、種子、器官なども含まれます。

な 行

二酸化窒素

物の燃焼によって発生します。呼吸器系の疾患の原因となっています。

は 行

バイオマスエネルギー

バイオ（生物資源）とマス（量）を組み合わせた言葉で、再生可能な生物由来の有機性資源で化石燃料を除いたものをバイオマスといい、それをもとに発生するエネルギーをいいます。バイオマスの種類としては、紙、家畜ふん尿、食品残渣、木材などがあります。

微小粒子状物質（PM2.5）

大気中に浮遊する粒子状物質のうち、粒子の大きさが2.5μm以下の非常に小さな粒子のことです。物の燃焼などにより排出されるものと、大気中での化学反応により生成されるもの、自然由来のものがあります。粒径が非常に小さいため、肺の奥深くまで入りやすく呼吸器系疾患のほか循環器系への影響が懸念されます。

ヒートアイランド現象

都市部において、高密度にエネルギーが消費され、また、地面の大部分がコンクリートやアスファルトで覆われているために水分の蒸発による気温の低下が妨げられて、郊外部よりも気温が高くなる現象をいいます。

浮遊粒子状物質

大気中に浮遊している粒子状物質のうち粒径が10μm以下のものです。発生源は工場のばい煙、自動車排出ガスなどの人の活動に伴うもののほか、自然界由来（火山、森林火災など）のものがあります。粒径により呼吸器系の各部位へ沈着し人の健康に影響を及ぼします。

フロン

フッ素を含む炭化水素の総称。無害で安定した物質であるため、冷媒、洗剤、発泡剤などに使われますが、大気中に放出するとオゾン層の破壊や温暖化の原因となります。

放射性物質

放射線を出す性質を持つ物質のことで、その性質を放射能といいます。

大田原市環境基本計画（第二次計画）

発行年月：平成28年3月

編集 / 発行：大田原市市民生活部生活環境課

栃木県大田原市本町1丁目4番1号

T E L 0287-23-8706

F A X 0287-23-8923

市ホームページ <http://www.city.ohawara.tochigi.jp>

E-mail seikatsu@city.ohawara.tochigi.jp

